

男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画
配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画
女性の職業生活における活躍の推進に関する計画
困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

富士見市男女共同参画プラン (第4次中間見直し版)

令和3年度～令和12年度
(2021年度～2030年度)

～一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できる富士見市へ～

富士見市

ごあいさつ



富士見市では、これまで、令和3年4月に策定した「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」にもとづき、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画のための意識啓発や、多様な性への理解促進など、各種施策を推進してまいりました。

こうした取り組みにより、市民意識の着実な向上や市民満足度の上昇など、確かな成果を積み重ねてまいりました。

一方、近年、社会環境は大きく変化しており、少子高齢化の進行、働き方の多様化、価値観の多様化により、家庭・職場における役割分担の見直しや女性活躍の促進、多様な性の尊重、さらには、配偶者・パートナー等からの暴力など、取り組むべき課題は、ますます多様化、複雑化、複合化しております。

これらの課題や社会情勢の変化に的確に対応し、男女共同参画・ジェンダー平等のなお一層の推進を図るため、このたび「富士見市男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）」を策定いたしました。

本プランで掲げる「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を發揮できる富士見市へ」の実現に向けて、市民の皆様をはじめ、事業者の方々や関係団体・機関との連携、協働を図りながら、確実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、「富士見市男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）」の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました富士見市男女共同参画社会確立協議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントやアンケートモニター調査にご協力をいただき、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和8年4月

音場長 星野光弘

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	2
3	計画の中間見直しについて	3
4	計画の位置づけ	4
5	計画前半の評価及び課題について	5
6	統計からみる本市の現状	9
7	男女共同参画に関する市民の意識	14

第2章 計画の概要

1	基本的視点	17
2	計画の期間	18
3	計画の推進体制	18
4	計画の体系図	19

第3章 施策の内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会を進める意識づくり	20
【主要課題1】	男女共同参画のための意識改革	20
施策の方向(1)	男女共同参画のための意識啓発	21
施策の方向(2)	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	22
基本目標Ⅱ	男女の人権を尊重したまちづくり	25
	【富士見市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】	
	(※主要課題 1～3)	
【主要課題1】	一人ひとりの人権が尊重された地域社会	25
施策の方向(1)	ハラスメントを許さない意識づくり	26
施策の方向(2)	ハラスメントに関する相談ができる体制づくり	27
【主要課題2】	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	28
施策の方向(1)	男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発	28
施策の方向(2)	生涯にわたる健康づくりの支援	29
【主要課題3】	困難な問題を抱える女性への支援	31
施策の方向(1)	相談窓口及び支援体制の充実	31
【主要課題4】	多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成	32
施策の方向(1)	多様な性への理解促進	33
施策の方向(2)	多様な性に関する相談ができる体制づくり	33

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり	34
【富士見市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画】	
【富士見市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】	
【主要課題1】 暴力根絶のための意識啓発	34
施策の方向（1）配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発	35
施策の方向（2）支援体制の充実	36
基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり	37
【富士見市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】	
【主要課題1】 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	37
施策の方向（1）審議会等への女性の参画拡大	37
施策の方向（2）女性の参画促進に向けた人材の育成	38
【主要課題2】 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	39
施策の方向（1）男女がともに働きやすい環境づくり	40
施策の方向（2）仕事と子育て・介護の両立支援	42
基本目標Ⅴ 地域における男女共同参画のまちづくり	44
【主要課題1】 市民との協働による男女共同参画の推進	44
施策の方向（1）男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	44
施策の方向（2）男女共同参画の視点に立った防災体制の充実	45
評価指標一覧	46

第4章 資料編

（1）策定の経過	47
（2）富士見市男女共同参画社会確立協議会条例	48
（3）富士見市男女共同参画社会確立協議会委員名簿	49
（4）富士見市男女共同参画推進庁内委員会設置要綱	50
（5）諮問	51
（6）答申	51
（7）配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関するフローチャート	52
（8）関係法令	
・男女共同参画社会基本法	53
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	56
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	68
・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	76
・富士見市男女共同参画推進条例	81

1 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 20（2008）年に「富士見市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 22（2010）年には、「富士見市男女共同参画プラン（第3次）」を策定し、市民との協働による男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進してきました。

この間、国や県においても継続的な取り組みが実施されており、平成 28（2016）年には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。さらに、国の計画としては、「男性中心型労働慣行の見直し」や「防災・復興」などを強調した「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入っています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣習、社会制度は依然として根強く残っており、これらを解決していくためには、それぞれの個性と能力を尊重する意識の醸成を図るなどの、実効性のある取り組みを行っていく必要があります。

令和 2（2020）年度は、本市の「富士見市男女共同参画プラン（第3次）～女（ひと）と男（ひと）、ともに築く明日のふじみ～」の計画期間最終年度にあたることから、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえ、取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応するため、新たな計画として「富士見市男女共同参画プラン（第4次）」を策定いたしました。

基本理念 富士見市男女共同参画推進条例（第3条）

- 1 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、かつ、公正に評価されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、男女が社会における活動の選択を自由に行えること。
- 3 女性の社会参画を推進するために、女性自らの意識及び能力を高め、主体的に行動できる機会が確保されること。
- 4 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域活動その他の社会生活における活動に共同して参画し、責任を分かち合えること。
- 5 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたり健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項については、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること。
- 6 セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力を根絶すること。
- 7 国際社会における男女共同参画の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動き

国際連合が昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、さらには、昭和 54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択し、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。昭和 60（1985）年に日本も批准しました。

その後、平成 7（1995）年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議（北京会議）」では、女性の地位向上のための指針となる「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されました。この行動綱領では、女子差別撤廃条約にはない「女性に対する暴力」など、各国が取り組むべき 12 項目の課題が設定されました。

「北京宣言」と「北京行動綱領」が採択されてから 20 年となる平成 27（2015）年には、「第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）」が開催され、各国の取組状況に関する評価・見直しが行われました。同年 9 月に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの目標である「持続可能な開発目標（SDGs）＊」において 17 の目標が掲げられています。

(2) 国の動き

国では、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進んでおり、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。この基本計画は、平成 27（2015）年に第 4 次計画が策定され、様々な施策が推進されています。

また平成 28（2016）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行（令和元（2019）年一部改正）されたほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」の一部改正、同年「育児・介護休業法」の改正等が行われています。

(3) 埼玉県の動き

埼玉県では、「国際婦人年」からの世界や国の動きを背景として、時代に応じて行動計画等の見直しを重ね、平成 29（2017）年に新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されたほか、同年「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）」が策定されました。

(4) 本市の動き

本市では、平成 5（1993）年に「21 世紀に向けての富士見市女性行動計画（第 1 次）」、平成 12（2000）年には、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画「男女共同参画ふじみ 2000 年プラン（第 2 次）」、平成 22（2010）年には「富士見市男女共同参画プラン（第 3 次）」を策定（平成 27（2015）年中間見直しを実施）し、様々な分野で男女共同参画に関する施策を推進してきました。

＊持続可能な開発目標（サステイナブル Sustainable ディベロップメント Development ゴールズ Goals : エスディーSDGs）…地球上の「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取り組みを進めています。

3 計画の中間見直しについて

富士見市男女共同参画プラン（第4次）は、令和3（2021）年度～令和12（2030）年度を計画期間としており、中間年度及び必要に応じて見直しを行うこととしています。このことから、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や法制度の新設、施策の進捗状況等を踏まえ、令和7年度に部分的な見直しを行いました。

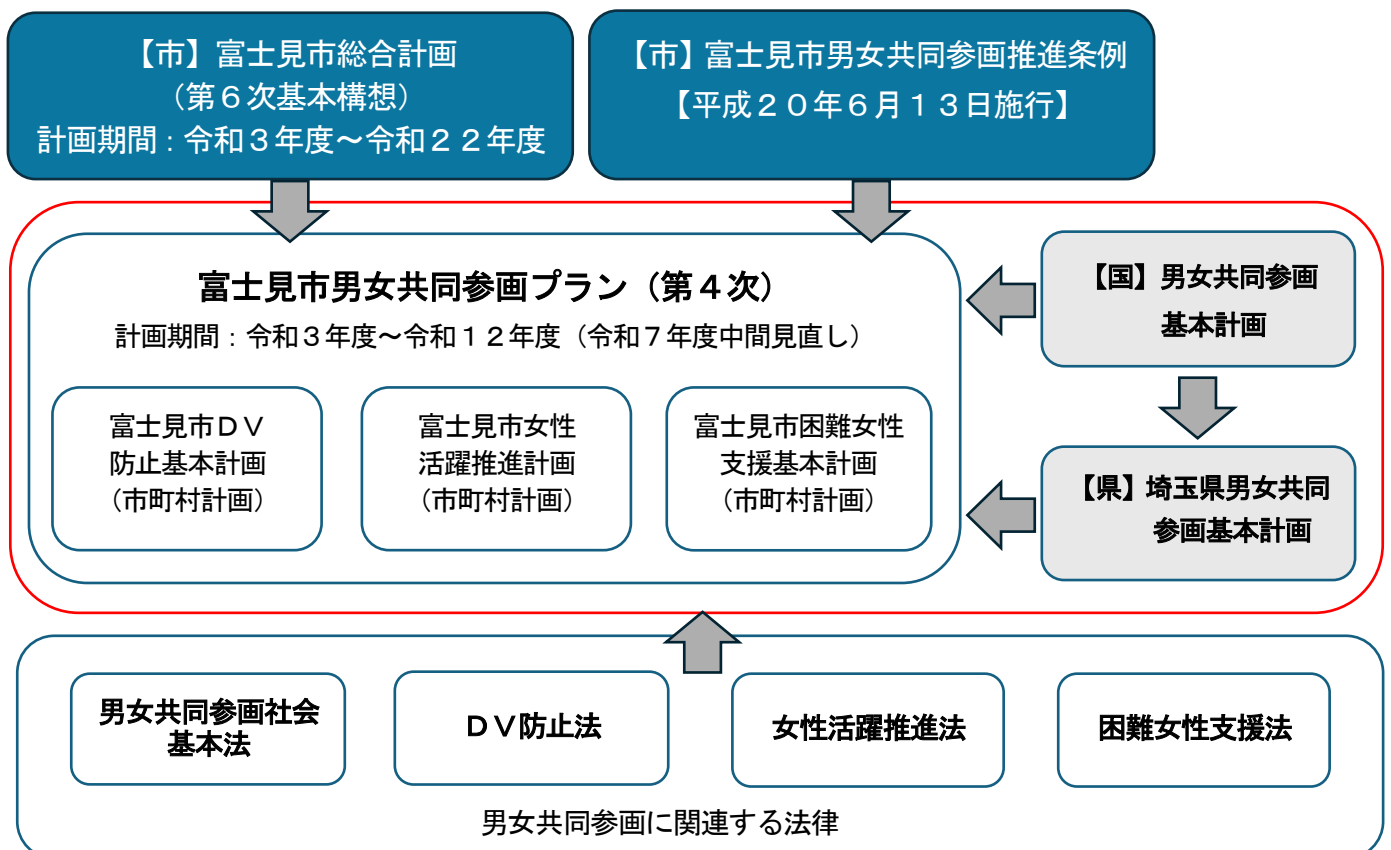
また、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」では、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）への支援を、民間団体等との協働により包括的に提供する体制の整備が求められています。この法律の趣旨を踏まえ、基本目標Ⅱの一部及び基本目標Ⅲについて、困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」として位置づけ、必要な項目を追記しました。

主な社会情勢の変化（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

令和4年4月	富士見市パートナーシップ宣誓制度を開始 互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した、双方または一方が性的マイノリティである二人が、パートナーシップにあることを市に宣誓した場合に「宣誓証明書」等を交付。二人のパートナーシップを尊重し、自分らしく生き生きと活躍することを市が応援するもの。
令和4年5月	困難女性支援法が成立（令和6（2024）年4月施行） 女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、多様化、複雑化していることから、女性支援の強化を図るもの。
令和5年5月	DV防止法の改正（令和6年4月施行） 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化により、DV被害者のさらなる安全を図り、かつ加害行為を防止するもの。
令和5年6月	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）が公布・施行。
令和6年4月	埼玉県内自治体とパートナーシップ制度の連携協定締結
令和7年4月	育児・介護休業法の改正（段階的に施行） 男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための雇用環境整備を図るもの。

4 計画の位置づけ

- 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「富士見市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画）です。
- 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」となる「富士見市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（富士見市DV防止基本計画）」として位置づけます。
- 本プランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」となる「富士見市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（富士見市女性活躍推進計画）」として位置づけます。
- 本プランは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」となる「富士見市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（富士見市困難女性支援基本計画）」として位置づけます。
- 本プランは、国の「男女共同参画基本計画」、県の「埼玉県男女共同参画基本計画」や「富士見市総合計画（基本構想）」を踏まえるとともに、関連する市の諸計画との整合を図り、策定する計画です。
- 本プランは、「富士見市男女共同参画社会確立協議会」の意見を尊重するとともに、「富士見市男女共同参画プラン（第3次）」の進捗状況や課題を整理し、さらに、令和元（2019）年度に実施した「富士見市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果やパブリックコメント等の意見を踏まえて策定しています。
- 本プランは、「富士見市男女共同参画推進条例」に基づき、市・市民・事業者・教育に携わる者と協働して取り組むものです。



5 計画前半の評価及び課題について

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

男女共同参画社会を進める意識づくりとして、男女共同参画講演会やセミナーの開催、市ホームページや市広報における男女共同参画ひろば「いっばいっば」の記事掲載、学校における男女平等教育、各公民館における事業、人権意識の高揚のための事業など、様々な機会を捉えて、多くの市民の方に男女共同参画に関心を持ってもらえるような取り組みを展開してきました。その結果、講演会、セミナーへの参加者数は増加し、目標値を達成しています。

メディア・リテラシー*については、専門の講師を招き、男女共同参画セミナーとして開催するとともに、市広報などで取り上げ、市民の関心を高める取り組みを行うことができました。セミナーで取り上げるテーマは多岐に渡るため、毎年の開催とはなっていませんが、メディアが人々の意識に与える影響は大きいことから、継続的な啓発活動が必要です。

また、市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度については、策定当初と比べると7.5ポイント上がっていますが、さらに満足度を上げていくため、引き続き、取り組みを進めます。

*メディア・リテラシー…①メディアの情報を主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし、活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。メディアにおいては、性的側面が強調されることや、固定的な性別役割分担意識を伝達するなどの問題が見受けられており、メディア・リテラシーの役割は大きいとされています。

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

一人ひとりの人権が尊重された地域社会づくりのため、各種ハラスメント防止のための意識啓発として、市ホームページや市広報への記事掲載を行いました。また、相談窓口の周知や、個々に応じた適切な相談窓口へつなぐなど、相談対応の充実を図ってきました。

また、性と生殖に関する健康と権利の理念の浸透及び生涯にわたる健康支援のため、人権・市民相談課、子ども未来応援センター、学校教育課、健康増進センターを中心に、発達段階に合わせた性に関する教育・学習の充実及びライフステージに応じた心身の健康・生きがいづくりのための事業を行ってきました。

多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成については、性の多様性についての意識啓発及び環境整備を進め、市の手続きやアンケートにおける性的マイノリティの心理的負担軽減の配慮を図っています。また、令和4年4月には、「富士見市パートナーシップ宣誓制度」を導入するとともに、令和6年度には、埼玉県内自治体間の連携協定を締結し、制度利用者の手続きの簡素化を図っています。引き続き、性の多様性についての社会的な理解を促進し、性自認や性的指向に関わらず、誰もが活躍できるまちづくりに取り組んでいきます。

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向け、市ホームページ、市広報等を活用した啓発活動を行ってきました。さらに、女性に対する暴力をなくす運動期間における市立中央図書館での関連書籍の展示、市内中学校でのデートDV防止のための啓発、二十歳式においてはデートDV防止に関する広報物の配布を行いました。

DV被害者に関しては、配偶者暴力相談支援センターを中心に相談を受け、関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を行ってきました。また、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議などにより、庁内の連携を図り、被害者の安全確保のための迅速な対応を行っています。被害の潜在化を防ぎ、早期に相談できるよう、さらなる相談窓口の周知に取り組みます。

基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

あらゆる分野に男女がともに責任を担い、多様な意見を政策等に反映させるため、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取り組みを行ってきました。

審議会等における女性の委員の割合については、40%を目指して取り組んできましたが、毎年30%以上を維持しているものの、目標値には達していません。引き続き、審議会等の政策・方針決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。併せて、女性委員のいない審議会について、積極的な登用を推進していきます。また、市役所の女性管理職の割合については、微増していたものの、目標値には至っていないため、さらなる取り組みが必要です。

女性の参画促進に向けた人材の育成の取り組みとしては、女性の活躍をテーマとした講演会・セミナーの開催及び情報提供、「富士見市市民人材バンク」の活用など、女性の活躍の場の提供に取り組みました。その結果、人材バンクにおける女性の登録者数は5割を維持し、目標を達成しています。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けては、すべての人が自ら理想とするバランスで仕事と生活の両立ができ、働きながら出産や子育て、介護ができるよう、雇用の場における男女共同参画の促進及び多様な働き方の支援を進めてきました。その結果、本市の男性職員の育児休業取得率は、目標値を大きく上回り、令和6年度は95%を達成しています。仕事と子育て・介護の両立支援としては、働きながらも地域で安心して子育て・介護をしていくための相談や地域の子育て環境の整備、福祉サービスの充実に取り組みました。通常保育事業実施施設数は、策定当初より2か所増加し、目標値を達成しています。しかしながら、富士見市ファミリー・サポート・センター事業は、活発に行われているものの、提供会員・両方会員の合計数が減少していることから、さらなる協力者を増やしていく必要があります。

*ワーク・ライフ・バランス…一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても各ライフステージに応じて多様な生き方を選択、実現できることをいいます。

基本目標Ⅴ 地域における男女共同参画のまちづくり

男女共同参画の視点に立った地域活動を推進し、地域の力を高めるため、男性の地域活動の参画促進や防犯活動、防災体制の充実に取り組んできました。

地域活動の参画促進において、地域広報紙や生涯学習ガイドの発行、また、市民人材バンクや市ボランティアセンターに関する情報提供に努めました。

防犯活動においては、自主防犯活動団体への防犯パトロール用品の配布や、市ホームページ等で防犯に関する周知啓発を行いました。

避難所運営マニュアルにおいては、男女や高齢者、障がい者、性的マイノリティなど、地域で暮らす人々の多様な視点を盛り込んだ災害対応を行うよう定めており、各避難所における地域対策本部には、職員5名のうち複数の女性職員の配置に努めています。一方で、富士見防災リーダー養成講座における女性の受講者が少ないなど、地域における防災活動への男女共同参画をさらに推進する必要があります。

取り組みの達成状況（令和6年度）

○ 101の取り組み・181事業（再掲を含む）

基本目標 達成度	基本目標Ⅰ	基本目標Ⅱ	基本目標Ⅲ	基本目標Ⅳ	基本目標Ⅴ
実施した (課の年度目標を達成)	32事業 (91.4%)	42事業 (97.7%)	24事業 (100%)	63事業 (98.4%)	14事業 (93.3%)
実施した (課題あり)	3事業 (8.6%)	1事業 (2.3%)	0事業 (0%)	1事業 (1.6%)	1事業 (6.7%)
未実施	0事業 (0%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)

評価指標の状況

指 標	プラン策定時	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	現状値	目標値	担当課
	令和元年度					令和6年度	令和7年度	
講演会・セミナー等参加者数累計	258名	-	-	63名	238名	265名	250名以上	人権・市民相談課
メディア・リテラシーに関する啓発	1回	1回	0回	1回	1回	0回	1回以上	
市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度	40.7%	-	46.1%	-	28.5% (アンケートモニター調査)	48.2%	増加	
市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度	70.7%	-	-	-	90.2% (アンケートモニター調査)	91.0% (アンケートモニター調査)	増加	
男女共同参画に関する市民意識調査における「男女の地位が平等となっている」と感じている市民の割合	22.3%	-	22.8% (アンケートモニター調査)	-	24.5% (アンケートモニター調査)	23.7% (アンケートモニター調査)	30%	
「富士見市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	7.6%	-	-	-	9.8% (アンケートモニター調査)	13.4% (アンケートモニター調査)	15.2%	
「富士見市男女共同参画プラン」を知っている市民の割合	4.2%	-	-	-	10.5% (アンケートモニター調査)	11.6% (アンケートモニター調査)	8.4%	
配偶者・パートナー等からの暴力防止に関する啓発	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回以上	人権・市民相談課
		0回	0回	1回	1回	1回		生涯学習課
		1回	1回	1回	1回	1回		学校教育課
各種審議会等における女性の委員の割合	31.8%	31.6%	31.6%	32.9%	31.1%	33.1%	40%	協働推進課
女性の委員が含まれる審議会の割合	95.6%	95.7%	92.1%	92.1%	90.9%	90.2%	100%	協働推進課
市役所の管理職（副課長級以上）の女性職員の割合	19.5%	20%	20.3%	18.7%	19.4%	20.5%	25%	職員課
人材バンクにおける女性の登録者の割合	51.7%	49.5%	50.5%	50.2%	53.2%	53%	50%維持	生涯学習課
市役所の男性職員の育児休業取得率	40%	53.8%	57.7%	81.8%	72.7%	95%	30%以上	職員課
通常保育事業実施施設数（目標事業量）	32か所	32か所	32か所	33か所	33か所	34か所	33か所	保育課
ファミリー・サポート・センターの提供会員・両方会員の合計数	226人	-	200人	207人	208人	196人	238人	子ども未来応援センター

評価指標について

本プランの評価指標については、令和6年度末時点で15項目のうち目標値を達成したのは8項目に留まっています。引き続き、市・市民・事業者・教育に携わる者と協働した取り組みが必要です。

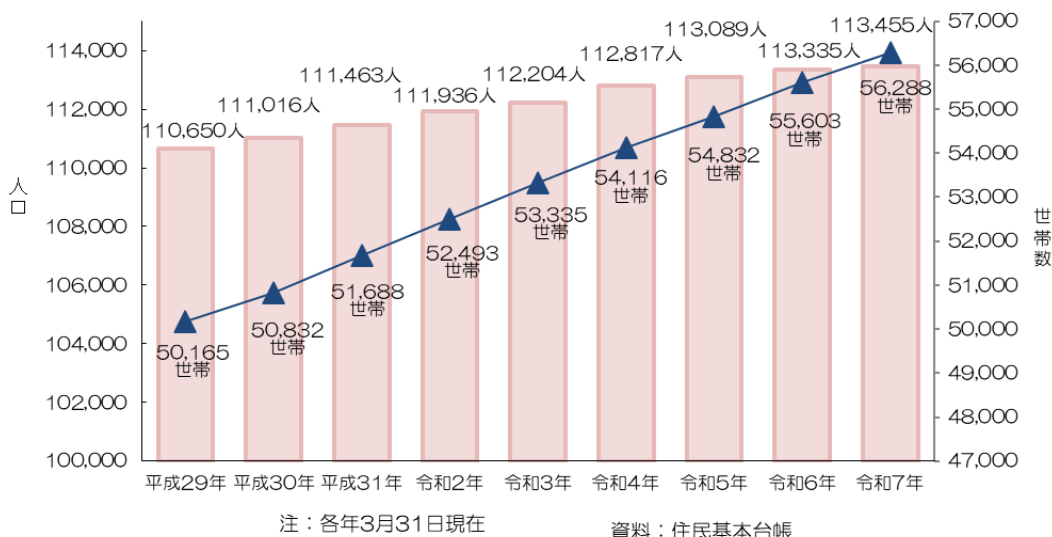
6 統計からみる本市の現状

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口（各年3月31日現在）は、年々微増傾向が続いており、令和7年3月末現在で113,455人となっています。

人口、世帯数ともに増加していますが、人口に比べて世帯数の伸びの方が大きくなっており、単身者世帯などが増加していることが推測されます。また、1世帯当たりの平均人員数は、令和7年現在、約2.01人です。

人口・世帯数の推移



(2) 年齢構成

直近の国勢調査から、令和2年における全国の人口構成比をみると、年少人口（0～14歳）11.9%・生産年齢人口（15～64歳）59.5%・老年人口（65歳以上）28.6%となっています。老年人口の割合を、平成27年と比較すると、2ポイント増加し、高齢化の進行がみられます。本市における令和2年の年少人口は、12.5%となっており、県平均を0.5ポイント、全国平均を0.6ポイント上回っており、本市の方が、総人口に占める子どもの比率が高いことが分かります。

年齢3区分別人口の推移 %

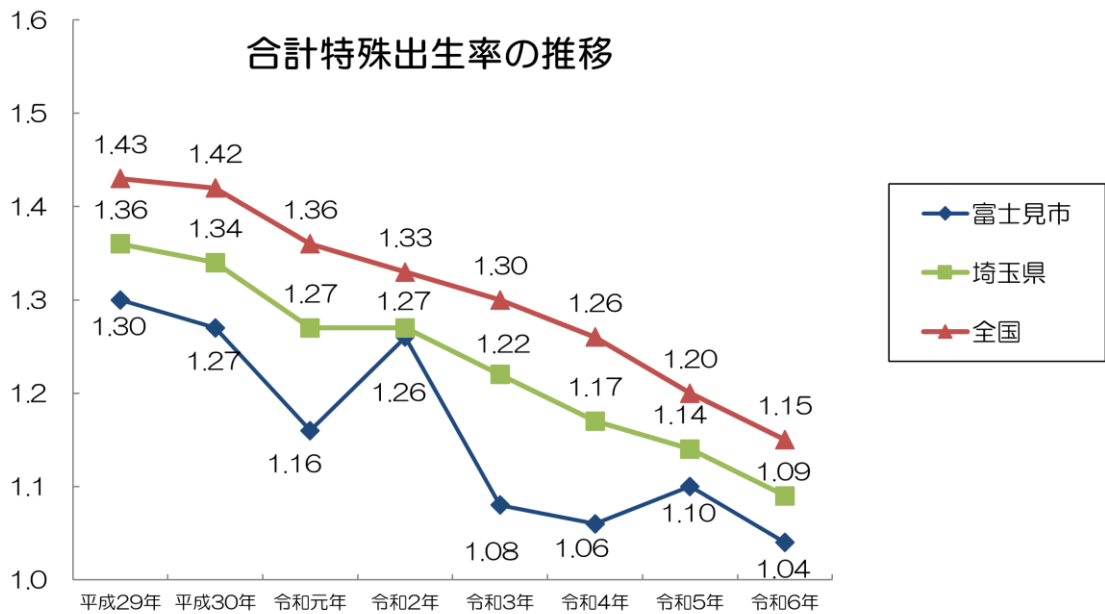
		0	20	40	60	80	100
富士見市	平成27年	13.1	62.7			24.2	
	令和2年	12.5	62.6			24.9	
埼玉県	平成27年	12.6	62.5			24.8	
	令和2年	12.0	60.8			27.1	
全国	平成27年	12.6	60.7			26.6	
	令和2年	11.9	59.5			28.6	
		年少人口	生産年齢人口			老年人口	

注：年齢不詳は除く

資料：国勢調査

(3) 少子化の推移

令和6年の本市における合計特殊出生率は1.04で、国・県平均より下回っています。

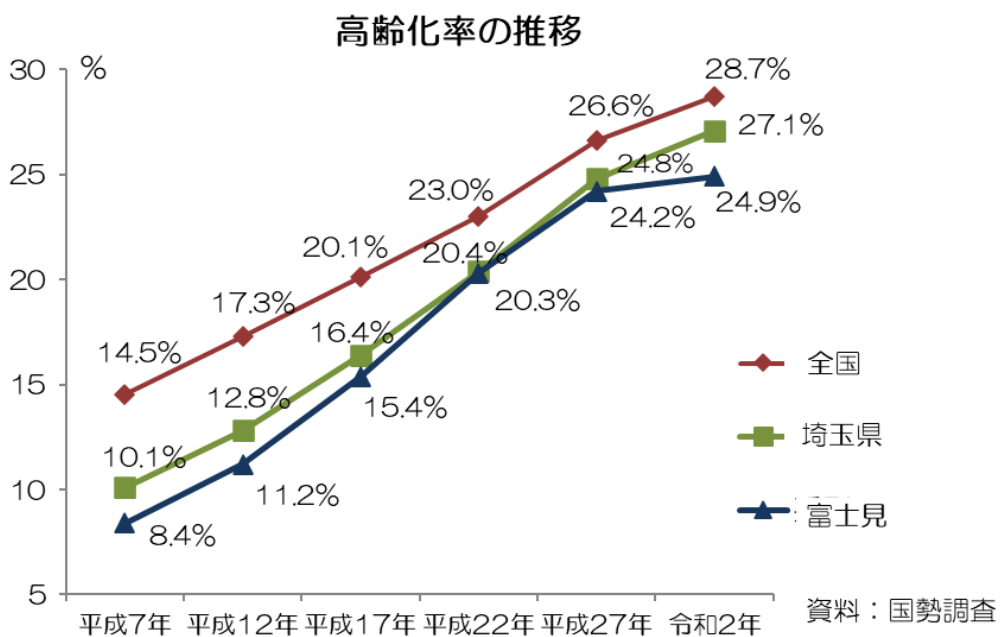


資料：埼玉県の合計特殊出生率

※合計特殊出生率…「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

(4) 高齢化の推移

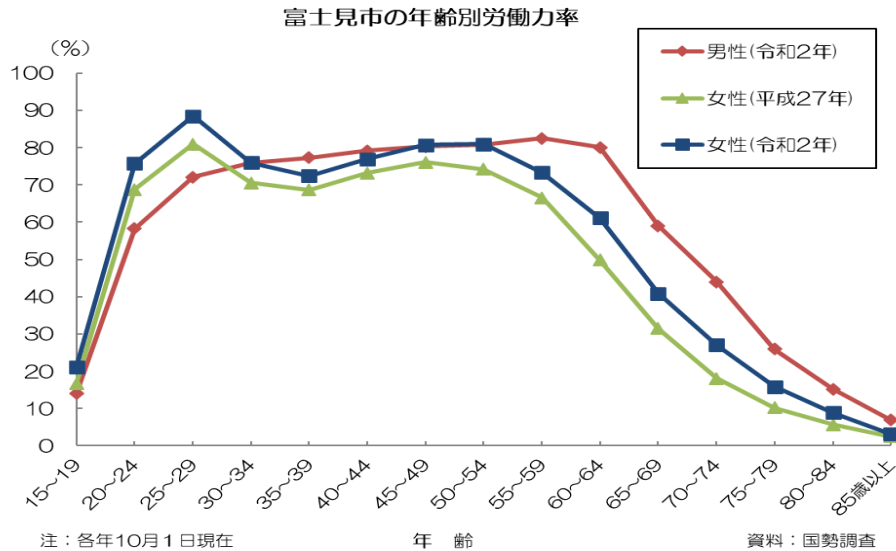
高齢化率（65歳以上の人口が全人口に占める割合）は、国・県平均よりも下回っていますが、国・県平均と同じく年々増加する傾向にあります。



資料：国勢調査

(5) 女性の年齢別労働力率

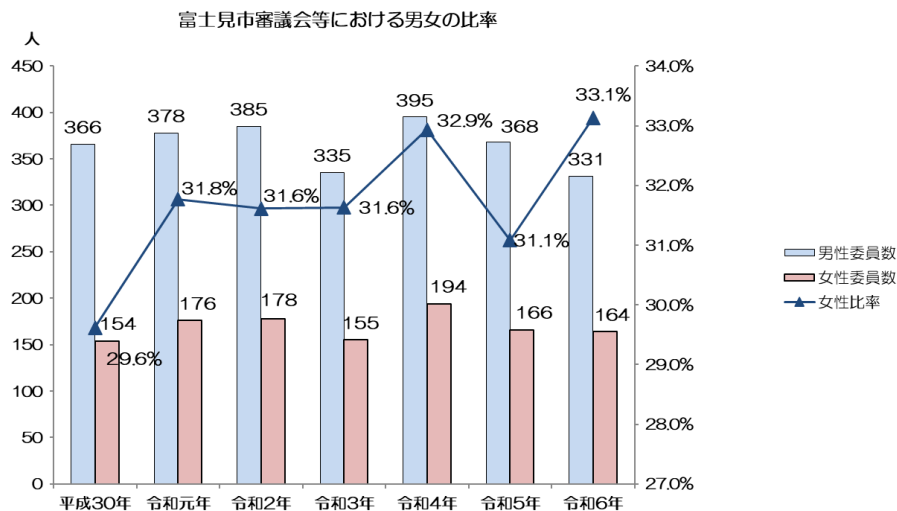
働く市民の割合は、男性は25～29歳以降、ほぼ横ばいで推移した後、65～69歳の所で急激に減少しています。また、女性の割合は、令和2年は平成27年の結果に比べて、労働力率が微増していることが分かります。また、働く女性の割合が30歳代でいったん低くなるいわゆる“M字曲線”がみられ、20歳代で働いていた女性が、子育て期とみられる30歳代で相当数仕事を離れていることが分かります。



※M字曲線…女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。

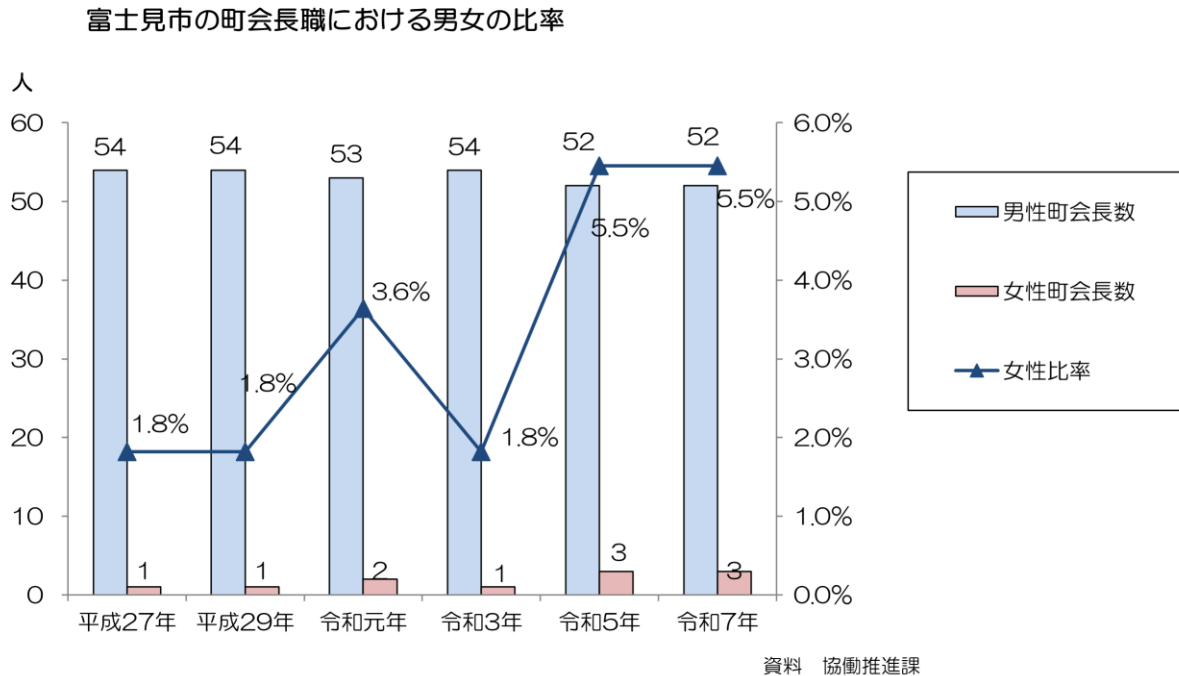
(6) 審議会等への女性の参画状況

本市の審議会等委員に占める女性の割合は、33.1%（令和6年10月1日現在）となっています。参考値として、埼玉県内市町村における女性委員の割合は、29.5%（令和6年4月1日現在*）となっています。（*調査時点は原則として年4月1日ですが、各市町村の事業により異なる場合があります。）



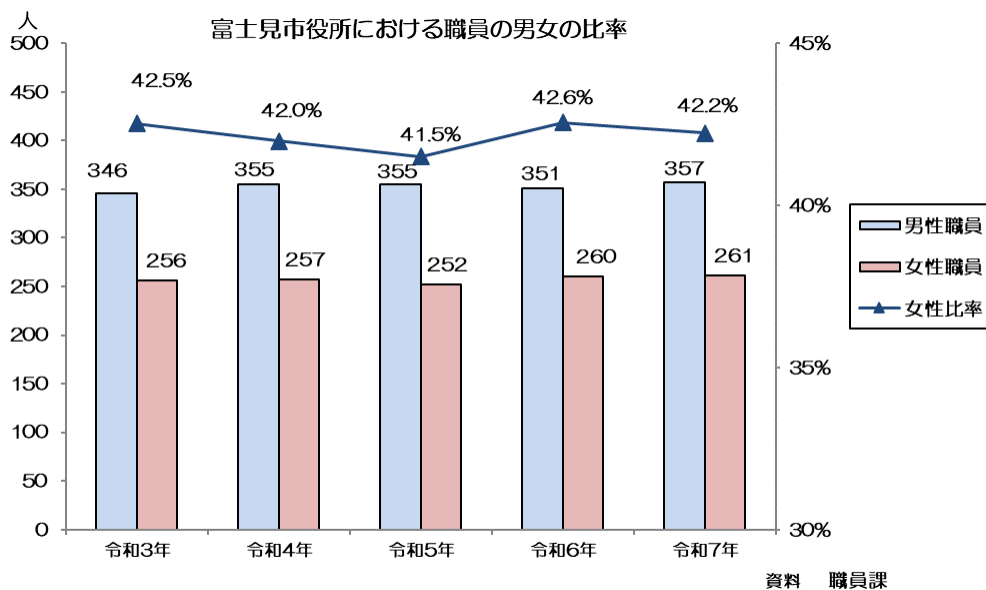
(7) 町会における女性の参画状況

地域活動のリーダーである町会長に占める女性の人数は、令和元年の2人から令和3年に1人となりましたが、令和5年以降は3人に増加し、女性の参画率は、5.5%となっています（改選時）。



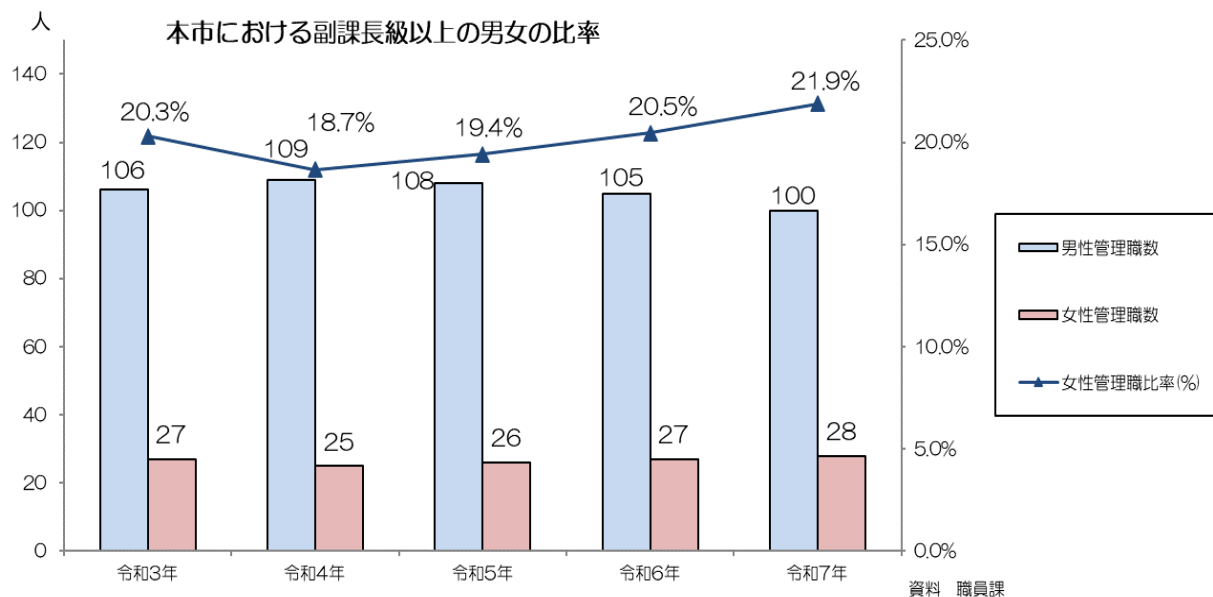
(8) 市役所における女性職員の割合

市役所における女性職員の割合は、42.2%（令和7年4月1日現在）で、近年4割を超えています。



(9) 市役所における管理職（副課長級以上）女性職員の割合

富士見市役所における女性管理職は28人（令和7年4月1日現在）であり、副課長級以上の管理職の割合として21.9%となっています。



7 男女共同参画に関する市民の意識

令和6年度第4回富士見市アンケートモニター調査の結果

調査設計

調査対象：富士見市アンケートモニターに登録された市民等773名

調査時期：令和7年2月14日（金）～2月21日（金）

調査方法：Web調査

回収結果

配布数：763名（メール到達件数）

回収数：277名

回収率：36.3%

表記方法について（四捨五入など）

- ・小数点以下第2位を四捨五入して端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

調査結果（抜粋）

問. 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどう思いますか。

回答	割合
同感しない	67.1%
同感する	3.9%
どちらとも言えない	28.8%

問. 「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度について、どう思いますか。

回答	割合
非常に重要である	35.0%
重要である	40.8%
少し重要である	15.2%
あまり重要ではない	7.6%
重要ではない	0%
全く重要ではない	1.4%

問. 男女がともにあらゆる分野に積極的に参画し、活躍できるためには、社会全体がどのようなことに取り組む必要があると思いますか。(あてはまるものすべてを選択)

回答	割合
仕事と生活が両立できるよう、保育・介護にかかる施設・サービスを充実させる	76.9%
労働時間の短縮、在宅勤務やフレックスタイムの普及など、多様で柔軟な働き方ができるようにする	72.9%
男女ともに仕事や家事・育児・介護を担う意識の啓発を行う	72.6%
育児休業・介護休業制度を取得しやすい職場環境づくりをする	66.1%
育児休業・介護休業中の手当てその他の経済的支援の充実をする	59.6%
出産・育児で離職した女性の再就職や起業などができるよう、仕事に関する情報の提供や支援をする	57.4%
職場・地域におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止と被害者の支援をする	48.4%
配偶者・パートナーまたは恋人からの暴力の防止と被害者の支援をする	45.1%
国・地方公共団体における審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性が増えるようにする	43.7%
女性のライフステージ（妊娠・出産等を含む）に応じた健康づくりの支援をする	43.7%
民間企業・団体等の管理職に女性が増えるようにする	38.6%
男女共同参画に関する情報提供、学習の機会を充実させる	34.7%
特にない	2.9%
わからない	0.7%
その他（自由記述）	9.7%

問. 防災・災害復興対策で、配慮して取り組む必要があるものは何だと思いますか。
(3つまで選択)

回答	割合
授乳室や男女及び多様な性に配慮したトイレ、物干し場、更衣室を設ける	68.6%
女性用品について、女性の担当者からの配布や、専用スペースに常備する	55.6%
女性や子どもに対する暴力（性暴力を含む）防止のため、暴力を許さない環境づくり	52.7%
防災計画や、防災会議、対策本部へ女性を配置し、対策に女性の視点が入るようにする	48.4%
被災者に対し、保健師や男女両方の生活支援員等の巡回訪問を行う	33.6%
わからない	1.8%
その他（自由記述）	4.7%

令和7年度第2回富士見市アンケートモニター調査

調査設計

調査対象：富士見市アンケートモニターに登録された市民等720名

調査時期：令和7年7月18日（金）～7月25日（金）

調査方法：Web調査

回収結果

配布数：720名（メール到達件数）

回収数：249名

回収率：34.6%

表記方法について（四捨五入など）

・小数点以下第2位を四捨五入して端数処理をしているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

調査結果（抜粋）

問. あなたは性的マイノリティ（LGBT等）という言葉を知っていますか。

※LGBT…L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダー

回 答	割 合
言葉も意味も知っている	93.6%
言葉は知っているが意味は知らない	6.0%
知らない	0.4%

問. DV（配偶者または恋人からの暴力）について伺います。あなたは、次のようなことが配偶者または恋人との間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。

回 答	暴力である	どちらとも言えない	暴力ではない
殴るふりをしておどす	92.0%	5.2%	2.8%
何を言っても長時間無視し続ける	77.5%	19.7%	2.8%
交友関係や電話等を細かく監視する	81.5%	16.1%	2.4%
大声でどなる	91.6%	7.2%	1.2%

第2章 計画の概要

1 基本的視点

- 本プランは、「富士見市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいて策定しています。
- 本プランは、前プランの施策を引き継ぎながら、「富士見市第6次基本構想・第2期基本計画」や「富士見市男女共同参画推進条例」、国・県の「男女共同参画基本計画」や社会情勢等の変化を踏まえ、追加や一部見直しを行っています。
- 本プランは、国際連合で平成27（2015）年9月に採択され、国際社会が一致して取り組みを進めている「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち、特に、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」*及び目標10「人や国の不平等をなくそう」を中心に、人権尊重と男女共同参画の施策を進めることで、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の構築を目指し、策定しています。

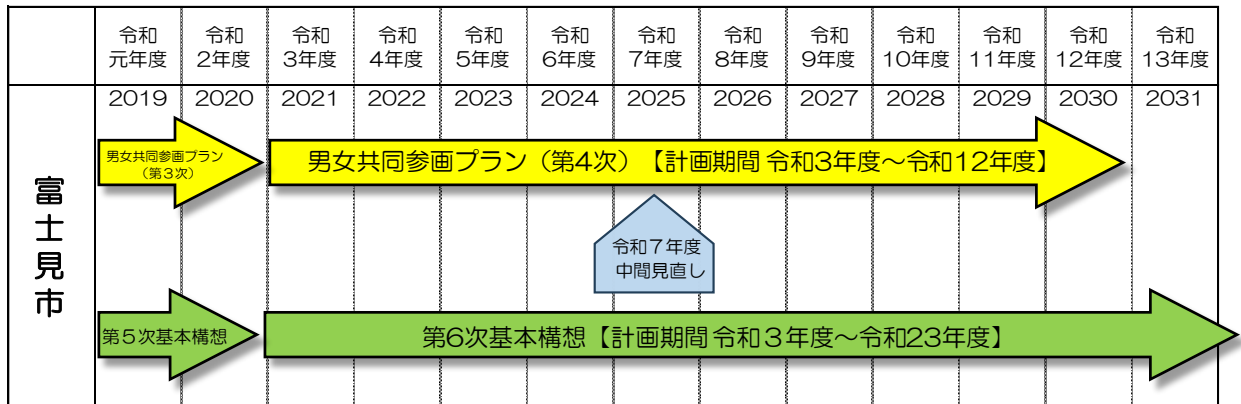


出典：国際連合広報センター

*目標5「ジェンダー平等を実現しよう」…日本国内においても、性別にかかわらず、誰もが社会的に平等であることを目指すものです。

2 計画の期間

- 本プランの期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間としています。なお、社会情勢の変化等に対応するため、中間年度にあたる令和7（2025）年度に見直しを行いました。



3 計画の推進体制

本プランは、以下に掲げる機関等と連携しながら推進します。

（1）富士見市男女共同参画社会確立協議会

公募市民、男女共同参画に関係する団体からの推薦者、人権擁護委員、学校長及び関係行政機関の職員で構成される協議会で、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査及び検討を行い、市長に意見を述べます。

（2）富士見市男女共同参画推進庁内委員会

男女共同参画社会確立のための施策を総合的かつ効果的に施策を推進するための委員会で、富士見市男女共同参画プラン（富士見市行動計画）の策定及び見直し、進行管理などを行います。

（3）市民、事業者等との連携・協働

市は、市民・事業者・教育に携わる者と連携・協働し、様々な分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

（4）国・県・関係機関との連携

国・県・他自治体等からの情報の収集に努め、相互に協力し、連携を強化します。

4 計画の体系図

基本目標	主要課題	施策の方向
<p>I 男女共同参画社会を進める意識づくり</p>	<p>1 男女共同参画のための意識改革</p>	<p>(1) 男女共同参画のための意識啓発 (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進</p>
<p>II 男女の人権を尊重したまちづくり</p> <p>【困難女性支援基本計画】 ※主要課題1～3</p>	<p>1 一人ひとりの人権が尊重された地域社会</p>	<p>(1) ハラスメントを許さない意識づくり (2) ハラスメントに関する相談ができる体制づくり</p>
	<p>2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重</p>	<p>(1) 男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発 (2) 生涯にわたる健康づくりの支援</p>
	<p>3 困難な問題を抱える女性への支援</p>	<p>(1) 相談窓口及び支援体制の充実</p>
	<p>4 多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成</p>	<p>(1) 多様な性への理解促進 (2) 多様な性に関する相談ができる体制づくり</p>
<p>III 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり</p> <p>【DV防止基本計画】 【困難女性支援基本計画】</p>	<p>1 暴力根絶のための意識啓発</p>	<p>(1) 配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発 (2) 支援体制の充実</p>
<p>IV あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり</p> <p>【女性活躍推進計画】</p>	<p>1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p>	<p>(1) 審議会等への女性の参画拡大 (2) 女性の参画促進に向けた人材の育成</p>
	<p>2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</p>	<p>(1) 男女がともに働きやすい環境づくり (2) 仕事と子育て・介護の両立支援</p>
<p>V 地域における男女共同参画のまちづくり</p>	<p>1 市民との協働による男女共同参画の推進</p>	<p>(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 (2) 男女共同参画の視点に立った防災体制の充実</p>

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

【主要課題1】男女共同参画のための意識改革

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識（※1）は、いまだ私たちの生活や慣習、社会制度に根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

令和6（2024）年度に実施した富士見市アンケートモニター調査において、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」との回答が3.9%に対し、「同感しない」との回答が67.1%という結果でした。意識の改革は進んでいる面もありますが、女性の約70%が就業している中、結婚や出産、家族の介護などによって、希望があっても仕事を続けにくい現状がまだあります。育児休業に関しては、制度の周知が進み、男性の取得率は増加しています。一方で、取得しても期間が短かったりするなどの課題もあり、家庭及び社会全体において、固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス（※2））が存在していると考えられます。

人口減少、少子高齢化、経済の急速なグローバル化の進展などに的確に対応し、ジェンダー平等（※3）で持続可能な社会を目指すためには、多様性を尊重し、固定的な性別役割分担意識の解消と、働きたいすべての人が、職業生活と家庭・地域生活との両立ができるような意識の醸成と社会システムの確立が必要です。

※1 固定的な性別役割分担意識

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」といった意識は、固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

※2 アンコンシャス・バイアス

無意識の偏った物の見方のことをいいます。経験や知識、情報などから身につけられ、誰もが持っており、それ自体が悪いということではありません。しかし、性別によって判断していることも多くあり、無意識の思い込みに気付かずにいると、価値観や行動の押しつけによって、意図せず周りの人を傷つけてしまう場合があります。

※3 ジェンダー平等

ジェンダーとは、社会的・文化的に形成された性別のことです。生まれつきの生物学的性別（セックス）に対して、社会通念や慣習の中で、社会によって作り上げられた男性、女性の別を指します。ジェンダー平等とは、一人ひとりが性別や性自認等にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に考え、決めることができることを意味しています。

施策の方向（１）男女共同参画のための意識啓発

性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を活かし、すべての人が活躍でき、多様な生き方を認め合う社会を目指すため、男女平等・男女共同参画意識のさらなる啓発を図り、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組みます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
男女共同参画の視点に立った人権尊重意識の啓発	1	男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を行います。	人権・市民相談課 生涯学習課 公民館
男女共同参画推進のための意識啓発	2 指標	固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画への関心を高めるための講演会やセミナー、研修機会等を提供します。	人権・市民相談課
	3	市広報やホームページ等、あらゆる媒体を活用し、男女共同参画に関する情報の提供や、「富士見市男女共同参画推進条例」、「富士見市男女共同参画プラン（第４次）」等、関連する法律や条例、制度についての周知を行います。	人権・市民相談課
	4	男女共同参画の関連図書を充実させます。男女共同参画週間等に、定期的にテーマ展示を行います。	人権・市民相談課 中央図書館 (生涯学習課)
男女共同参画の視点に立った表現の浸透	5 指標	男女共同参画の視点から、メディア等の発信する情報を主体的に読み解く力（メディア・リテラシー）（※4）を養えるよう啓発を行います。	人権・市民相談課 学校教育課
情報の発信における表現の配慮	6	市が情報発信をする際に、男女共同参画の視点に配慮します（イラストカット及び表現等）。	全課
男女共同参画の意識に関する調査・研究	7 指標	男女共同参画に関する意識調査等を実施し、達成度の検証を行い、「富士見市男女共同参画プラン（第４次）」の推進に反映させます。	人権・市民相談課

※4 メディア・リテラシー

①メディアの情報を主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし、活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力の３つを構成要素とする複合的な能力のことです。メディアにおいては、性的側面が強調されることや、固定的な性別役割分担意識を伝達するなどの問題が見受けられており、メディア・リテラシーの役割は大きいとされています。

施策の方向（２）男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

幼少期から男女平等・男女共同参画意識を形成するための教育を行うとともに、児童生徒の価値観の醸成に影響を与える教職員への研修機会や情報の提供を行います。

また、国際的な視野で男女共同参画社会を認識し、多様な文化や価値観に触れることができるよう、多文化共生の取り組みを行います。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
学校等での男女平等教育への取り組み	8	学校で使用する児童生徒の諸表簿等の関係書類や男女混合名簿について、男女平等意識の形成の視点から継続します。	学校教育課
	9	学校生活を通して、児童生徒の人権への意識を育むことで、児童生徒が性別による偏見を持ったり、差別をしたりすることがないように、指導します。	学校教育課
	10	児童生徒に対し、性別による固定的な役割分担意識に捉われず、適切な教育が行えるよう、教職員への研修機会の充実を図ります。	学校教育課
	11	“はつらつ社会体験事業”等を通して、性別に関係なく、主体的に進路を選択する力を身につけることができるよう、児童生徒の個性を生かした生活指導・進路指導を行います。	学校教育課
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	12	あらゆる世代に対し、男女の人権・男女共同参画の視点に配慮した事業を企画します。また、託児や手話通訳（要約筆記）の実施、開催時間・曜日の工夫など、誰もが参加しやすい事業の企画・運営に努めます。	人権・市民相談課 交流センター 生涯学習課 公民館
異文化理解の視点に立った国際交流と国際理解の推進	13	異文化理解のための広報掲載や事業実施、国際理解の授業など、国際的な視野を持てるための教育・学習機会の充実に努めます。	文化・スポーツ振興課 学校教育課
	14	富士見市国際友好協会やNPO団体、市民団体等と協力して国際交流フォーラム等を開催し、外国籍市民との交流を図ります。	文化・スポーツ振興課

外国籍市民が安心して暮らせるための支援体制の充実	15	日本語指導員を派遣し、外国籍児童生徒への日本語教育支援を行い、生活面・学習面等での児童生徒の不自由さの解消を図ります。	学校教育課
	16	地域の NPO 団体と協力し、市ホームページへの多言語・やさしい日本語での情報発信や外国籍市民生活相談の充実に努めます。	文化・スポーツ振興課 人権・市民相談課
情報の収集と提供	17	男女共同参画に関する国際会議、諸外国情報などを積極的に収集し、市民へ提供します。	人権・市民相談課

市民の声

「男女がともにあらゆる分野に積極的に参画し、活躍できるためには？」

- 意欲や効率を考えた上で、適切な場合には分け隔てなく参加できる仕組みがあればよい。
- 待機児童を解消し、希望者が早期復職できる環境づくり。
- 男女だけでなく、病人や障がい者も働きやすい環境が必要だと思う。どんな人でも、困っている状況を少しでも助け合う社会が望ましい。
- 男性側に家事のスキル、育児スキル、制度の活用の仕方などを若いうちから教えてほしい。育児にしっかり向き合いたい女性に対しても、経済的支援がほしい。

(令和6(2024)年度富士見市アンケートモニター調査より)

GGI ジェンダー・ギャップ指数

GGI は、世界経済フォーラムが算出している、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成）です。

日本の順位：118位／148か国（2025.6.12発表）

上位国及び主な国の順位

順位	国名
1	アイスランド
2	フィンランド
3	ノルウェー
4	英国
5	ニュージーランド
42	米国
85	イタリア
101	韓国
103	中国
117	アンゴラ
118	日本
119	ブータン

日本は、特に政治分野への女性の参画が遅れており、例えば国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は15.7%（令和6（2024）年10月選挙）で、世界最低水準となっています。

分野ごとの順位（日本）

分野	2025年	2024年	2023年
経済	112位	120位	123位
政治	125位	113位	138位
教育	66位	72位	47位
健康	50位	58位	59位
総合	118位	118位	125位

※世界経済フォーラム作成の「グローバルジェンダーギャップ報告書（2025）」より

GDI ジェンダー開発指数

GDI は、人間開発の3つの基本的な側面である健康、知識、生活水準における女性と男性の格差を測定し、人間開発の成果におけるジェンダー不平等を表しています。

日本の順位：89位／193か国（2025.5.6発表） ※国連開発計画（UNDP）作成の「人間開発報告書2025」より

GII ジェンダー不平等指数

ジェンダー不平等指数（GII）は、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワメント、労働市場への参加の3つの側面における女性と男性の間の不平等による潜在的な人間開発の損失を映し出す指標です。

日本の順位：22位／172か国（2025.5.6発表） ※国連開発計画（UNDP）作成の「人間開発報告書2025」より

基本目標Ⅱ 男女の人権を尊重したまちづくり

※富士見市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（富士見市困難女性支援基本計画）

※主要課題 1～3

【主要課題 1】一人ひとりの人権が尊重された地域社会

男女共同参画社会の実現とは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが責任を持ってその人らしく生きていくことができる社会を目指すものです。

しかしながら、家庭においてはDV（ドメスティック・バイオレンス）（※5）、社会においてはセクシュアル・ハラスメント（※6）やパワー・ハラスメント（※7）、多様な性についての周囲の理解が十分でないことから生じるSOGIハラスメント（※8）など、地位や人間関係の優位性、人の多様性に対する理解不足などを背景に、精神的・身体的苦痛をもたらす様々なハラスメントが存在しており、男女共同参画の推進を阻害する要因となっています。

家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場において、ハラスメントを許さず、一人ひとりの人権及び多様性を尊重することが重要です。

※5 ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など、親密な関係にある、またはあった者から受ける暴力の総称。殴る・蹴るといった身体的な暴力、言葉による精神的な暴力、性的な暴力、経済的暴力など、様々な形で存在します。親密な間柄であっても、こうした行為は相手の人権を侵害する重大な問題です。

※6 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動など、性的な嫌がらせのこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを流すことなどがあげられます。

※7 パワー・ハラスメント

職場における権力（パワー）を背景に、業務上の適正な範囲を超えた業務の負荷をかけたり、業務を与えないなどの嫌がらせをすること。また、それによって部下の人格や権限を著しく傷つけることをいいます。

※8 SOGIハラスメント

好きになる人の性別（性的指向：Sexual Orientation）や、自分がどの性別であるかの認識（性自認：Gender Identity）に関連して、不快で暴力的な言動やいじめなどの、精神的・肉体的な嫌がらせを受けること。また、他人のSOGI（性的指向・性自認）を、本人の了承を得ずに公表すること（アウトティング）も含まれます。

「SOGI」については32ページを参照

施策の方向（１）ハラスメントを許さない意識づくり

家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場における様々なハラスメントについて、すべての人が被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、啓発を行います。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
各種ハラスメント防止のための意識啓発	18	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント(※9)などを防止するため、市広報や市ホームページ等を活用した啓発活動や情報提供を行います。	人権・市民相談課
法や制度の周知	19	市内事業主に対して「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」(※10)及び「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）(※11)」などの法律について、周知、啓発を行います。	産業経済課
	20	高齢者・障がい者（児）・子どもへの虐待について、各法律の周知や被害防止のための啓発を行います。	子ども未来応援センター 高齢者福祉課 障がい福祉課
	21	埼玉県青少年健全育成条例や富士見市いじめ防止条例についての周知を行います。	子育て支援課 生涯学習課

※9 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等の申出・取得を理由として、上司・同僚から嫌がらせや不利益な扱いを受けることなどをいいます。

※10 育児・介護休業法

仕事をしながら育児や介護を担う労働者が、円滑に仕事と生活を両立できるように配慮し、働き続けられるように支援する制度です。労働時間を柔軟にしたり、休暇を取りやすくしたりする具体的な制度が盛り込まれています。労働者の申し出に対する事業主の対応義務も、規定に含まれています。

※11 改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）

職場におけるパワー・ハラスメントを防止するため、事業主に防止措置を講じることが義務づけられました。その中には、他人のSOGI（性的指向・性自認）について、侮辱的な発言をしたり、公表したりすることを禁止する内容も含まれています。併せて、事業主に相談したことなどを理由とする不利益な取り扱いも禁止されています。

施策の方向（２）ハラスメントに関する相談ができる体制づくり

ハラスメントに関する様々な悩みを一人で抱え込まないように、相談窓口の周知と相談できる体制づくりに努めます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
相談体制の充実	22	家庭、学校、職場や地域等、あらゆる場における様々な嫌がらせやいじめの悩み事に対し、個々に応じた適切な相談窓口へつなぎます。	職員課 人権・市民相談課 産業経済課 学校教育課 教育相談室
	23	高齢者・障がい者（児）・子どもへの虐待についての相談を受け、個々の状況に応じた支援を行います。	子ども未来応援センター 高齢者福祉課 障がい福祉課
	24	専門カウンセラーによる女性相談を定期的を実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。	人権・市民相談課

【主要課題2】生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

女性は妊娠・出産をする可能性があることから、ライフステージにおける心身の変化への支援が必要です。そのため、男女が互いの身体的違いを理解し合い、一人ひとりが相手に対する思いやりと責任を持つことは、男女共同参画社会形成への前提となるものです。

誰もが生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを目指す「リプロダクティブ・ヘルス」（性と生殖に関する健康）（※12）と、子どもを産む（持つ）、産まない（持たない）のか、また、いつ何人産む（持つ）のかを自分自身で決めるための「リプロダクティブ・ライツ」（性と生殖に関する権利）（※12）の視点は、誰にとっても重要な権利の一つであり、パートナーと対等な立場で考えることが重要です。

また、男女がともに正しい知識を持つことで、望まない妊娠や性感染症を防ぎ、健康な生活を営むことができるようになります。そのためには、若い世代への早期からの性に関する情報提供や、啓発の取り組みが必要とされています。

※12 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議において提唱された概念で、「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。

施策の方向（1）男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発

男女が互いの身体的違いを理解し合い、生命の尊厳や性に関する知識を身につけ、一人ひとりが自覚と責任を持って行動できるよう、性と生殖に関する健康と権利についての学習機会の提供や啓発を進めます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
生と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実	25	男女平等及びリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた男女の性に関する教育の充実に取り組みます。また、正しい知識と認識を深め、お互いの人権を大切にし合えるよう、「体育（保健体育）」、「家庭（技術・家庭）」、「特別な教科 道徳」、「総合的な学習の時間」及び「特別活動」などを通じて指導します。	学校教育課
	26	小・中学校において、関係機関で作成される、性とジェンダーに関する資料の活用を図るとともに、性的マイノリティを含む多様な性への理解のための情報提供を行います。	人権・市民相談課 学校教育課

生と性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の機会の充実	27	児童生徒及び市民の健全な心身の発達、維持のため、薬物の害及び性感染症についての知識を普及し、その予防に取り組みます。	健康増進センター 生涯学習課 学校教育課
	28	生活環境の保全のための啓発を行い、環境汚染による健康被害の未然防止に取り組みます。	環境課
	29	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念の浸透を図るための学習機会や情報の提供を行います。また、望まない妊娠を防ぐための情報提供を行います。	人権・市民相談課 子ども未来応援センター
	30	両親学級を通して、男女が互いの性を理解し、健康な妊娠生活の継続と男女共同参画による子育てを推進します。	子ども未来応援センター
	31	子どもに対する性犯罪の防止に役立つ取り組みとして、富士見市青少年育成市民会議や、富士見市青少年育成推進員とともに、110番三角旗の設置や地域のパトロールを行います。	生涯学習課
	32	インターネットやスマートフォンを利用した性犯罪、人権侵害行為等を防ぐため、メディアの情報についての正しい判断能力を身につけられるよう、児童生徒及び保護者に向けて啓発を行います。	学校教育課

施策の方向（2）生涯にわたる健康づくりの支援

男女がともに責任を担い、生きがいを持って主体的に行動することができるよう、性差や年代に応じた各種健診・相談体制の充実を図り、生涯を通じて健康に暮らせる環境の整備を進めます。

基本的施策	No.	具体的な取組	担当課
からだところに関する相談等の充実	33	年代や性差に応じた健康に関する相談窓口の充実に努めます。	健康増進センター
	34 再掲	専門カウンセラーによる女性相談を定期的に実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。	人権・市民相談課
妊娠・出産・育児に関する健康支援	35	妊産婦の健康づくりに対する取り組みの充実に努めます。	子ども未来応援センター

妊娠・出産・ 育児に関する 健康支援	36	妊娠・出産に関する経済的負担を軽減するため、 妊婦健康診査の費用の一部を助成します。	子ども未来応援センター
	37	妊娠・出産に関する精神的・経済的不安に対処 できる相談・支援体制の充実に努めます。	子ども未来応援センター
生涯を通じた 健康づくりの 支援	38	一人ひとりがライフステージに応じて主体的・ 継続的に健康を維持できるよう、生活習慣病等 疾病の予防や介護予防のための学習の機会を提 供し、各種健（検）診制度の充実と受診率向上 を目指した普及啓発に取り組みます。	健康増進センター
	39	心身の健康・生きがいづくりの一環として、地 域でのスポーツ行事や講座等を開催します。	文化・スポーツ振興課

【主要課題3】 困難な問題を抱える女性への支援

社会に残る固定的な性別役割分担意識や、男性中心型労働慣行による就労形態等を背景として、女性は貧困などの困難に陥りやすい傾向があります。さらに、女性をめぐる課題は、性暴力、家庭関係破綻など、多様化、複雑化、複合化しています。このため、令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添った包括的な支援体制を整備することが求められています。

本市においても、県や関係機関との役割分担のもと、相談支援体制を充実させ、関係機関との連携により、適切な支援につながるよう、取り組んでいきます。

施策の方向（1）相談窓口及び支援体制の充実

様々な困難を抱える女性（年齢、障がいの有無、国籍等は問わず）が適切な支援を受けられるよう、相談窓口及び支援体制の充実に取り組みます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
一人ひとりの状況に応じた相談の実施	40 新規	DV相談、女性相談、市民相談、外国籍市民生活相談等を定期的実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。	人権・市民相談課
困難な問題を抱える女性の相談窓口の周知	41 新規 指標	市ホームページや市広報、SNS等を通じ、困難を抱える女性が相談につながりやすいよう、周知します。	人権・市民相談課
支援者の資質向上	42 新規	支援対象者への適切な対応が図られるよう、職員の資質向上のため、各種研修会に参加します。	人権・市民相談課
自立支援	43 新規	必要に応じ、支援対象者の安全の確保及び就労相談など、自立に関する支援や情報提供を行います。	人権・市民相談課 子ども未来応援センター 福祉政策課 高齢者福祉課 障がい福祉課
関係機関との連携の強化	44 新規	様々な相談窓口を通して、困難を抱える女性を適切な支援につなぐため、庁内の迅速な連携を図ります。また、必要に応じて民間団体等との連携を図ります。	人権・市民相談課 関係各課

【主要課題4】多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

自分がどのような性別の人を好きになるのか（性的指向）と、自分が自身の性をどのように認識しているのか（性自認）は、一人ひとり異なり、人の数だけあると言われていています。近年このような考え方は、「SOGI=ソジ」という概念で知られるようになってきました。SOGIとは、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉で、すべての人が対象となります。

誰もがありのままに自分らしく生きることを目指す男女共同参画社会において、性的マイノリティ（LGBT等）（※13）は、多様な性についての周囲の理解が十分でないことから、生活上の困難に直面することがあります。

本市においても、多様な性についての理解を促進するため、市広報・市ホームページ等での情報提供や、男女共同参画セミナーの開催、市職員研修等を行っています。

令和7（2025）年度に実施した富士見市アンケートモニター調査では、「性的マイノリティ（LGBT等）」について「言葉も意味も知っている」との回答は90%を超えました。一方で、「性的マイノリティにとって、生活しづらい社会だと思うか」については、「どちらかといえばそう思う」と「そう思う」との回答が50%を超え、その理由として「偏見・差別」、「カミングアウトしづらい雰囲気がある」、「周囲の人の理解が得られない」等が挙がっています。引き続き、多様な性への理解を促進し、誰もが自分らしく生きることができるよう、偏見や差別のない社会づくりが必要です。

※13 性的マイノリティ（LGBT等）

「性的マイノリティ」は、同性愛者や性別に違和感を覚える人などの総称です。「LGBT」とは、L=Lesbian（レスビアン…女性の同性愛者）、G=Gay（ゲイ…男性の同性愛者）、B=Bisexual（バイセクシュアル…両性愛者）、T=Transgender（トランスジェンダー…生まれた時に割り当てられた性別と、性自認が異なる人）などの頭文字の略です。

施策の方向（１）多様な性への理解促進

性は多様であることや、性的マイノリティが抱える問題を理解し、偏見や差別をなくし、誰もが個性と能力を発揮できるよう、啓発と環境整備を進めます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
性の多様性についての意識啓発	45	性別に起因する偏見や固定観念等により、困難な立場に置かれている性的マイノリティに関する理解促進のための啓発を行います。（市広報等での周知、市民向けの講座、市内事業所向けの周知、小・中学校教職員研修、人権講演会、男女共同参画職員研修等）	人権・市民相談課 産業経済課 学校教育課
環境の整備	46	性的マイノリティや子育て家庭、高齢者、障がい者を含め、すべての人が安心して使えるよう、男女別トイレの他に、誰でも使える「多機能トイレ」の整備に努めます。	営繕課 教育政策課 各施設担当課
	47	性別を特定する必要がない市の手続きやアンケート等において、性的マイノリティの心理的負担の軽減に配慮します。	全課
	48	性的マイノリティのカップルが抱える生きづらさを解消し、性の多様性について、広く啓発していくため、「パートナーシップ宣誓制度」の運用と周知を図ります。	人権・市民相談課

施策の方向（２）多様な性に関する相談ができる体制づくり

性的指向・性自認などに関する様々な悩みについて、性的マイノリティ及びその家族が安心して相談できるよう、相談体制を整備します。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
相談体制の充実	49	性的マイノリティ及びその家族の相談について、個々に応じた適切な相談窓口につなげます。また、研修の受講等により、対応する職員及び相談員の理解を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。	人権・市民相談課 障がい福祉課 学校教育課 教育相談室

基本目標Ⅲ 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

※富士見市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（富士見市DV防止基本計画）

※富士見市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（富士見市困難女性支援基本計画）

【主要課題 1】暴力根絶のための意識啓発

暴力は人権侵害であり、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。配偶者・パートナー等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）の根絶は、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題です。被害者の多くは女性ですが、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差からくる優位性など、社会構造の問題があると考えられています。

一方で、近年、男性からのDV相談や、男性の被害数も増加しています。女性だけでなく男性も被害に遭うという認識や、これまで声をあげられなかった男性も被害を訴えるなど、社会的な理解が少しずつ広まってきている面もあります。

また、DVには、子どもの目の前で行われる「面前DV」もあり、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす児童虐待にあたることから、大きな問題となっています。

令和7（2025）年度に実施した富士見市アンケートモニター調査では、配偶者または恋人に対する「殴るふりをしておどす」や「大声でどなる」といった行為は、約90%が「暴力である」と回答しました。また、「交友関係や電話等を細かく監視する」や「何を言っても長時間無視し続ける」について「暴力である」と回答した割合も約80%となっており、これらの精神的な暴力についても、DVであるという認識が広がるよう、引き続き、周知・啓発をしていく必要があります。

さらに、近年のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのコミュニケーションツールを利用した交際相手（及び元交際相手）からの暴力、ストーカー行為、リベンジポルノ（※14）、性犯罪等、多様化する犯罪に対して的確に対応していくことや、若年層に向けた早期からの啓発活動が求められています。

※14 リベンジポルノ

リベンジとは復讐や仕返しのことです。配偶者（元配偶者）、交際相手（元交際相手）への仕返しや嫌がらせのために、交際中に撮影した裸の写真などをインターネット上に拡散させる行為などをいいます。平成26（2014）年に、このような行為を規制して罰則を定めた「リベンジポルノ防止法」が制定されました。

施策の方向（１）配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発

配偶者・パートナー等からの暴力に対する相談窓口の周知を行うとともに、たとえ親密な間柄であっても、暴力は人権侵害であるという意識の啓発に取り組みます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
配偶者・パートナー等からの暴力防止のための意識啓発と環境整備	50 指標	配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力（DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、デートDV（※15）、リベンジポルノ等）の根絶を目指し、講演会・市広報・市ホームページ等を活用し、啓発を行います。	人権・市民相談課 生涯学習課 学校教育課
性犯罪等の防止	51	女性や高齢者の被害が多いひったくりや痴漢等の犯罪防止対策として、東入間警察署と連携し、リーフレットの配布・講習会の開催を通して啓発に努めます。また、市民協働による地域防犯パトロールへの支援や、犯罪を未然に防ぐための取り組みを推進します。	協働推進課
	52	夜間における性犯罪の被害を防止するため、防犯灯の設置と適切な維持管理に努め、安心・安全なまちづくりを推進します。	道路治水課

※15 デートDV

恋人間で暴力により相手を思いどおりにすることです。暴力とは身体的暴力だけでなく、精神的・金銭的な暴力なども含まれます。暴力を振るわれていても、「怒らない時は優しいから」、「嫌われたくないから」、「離れたいなんて怖くて言えない」として我慢してしまうケースがあります。

施策の方向（２）支援体制の充実

DV 被害者への対応は、「富士見市配偶者暴力相談支援センター」を中心として、関係機関と連携し、安全の確保や支援を行います。また、性暴力・性犯罪等についても、被害者に寄り添った適切な支援を行います。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
DV 被害者への支援	53	「富士見市配偶者暴力相談支援センター」を中心に、DVに関する法律や相談窓口等、被害者の安全の確保及び自立支援に関する情報提供を行います。	人権・市民相談課
	54	DV被害者の安全確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で組織する「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内の連携強化を図ります。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待や高齢者虐待に対する支援体制の強化及び各課との連携を図ります。	人権・市民相談課 関係各課
	55	女性相談・DV相談等、生活面及び精神面での相談体制の充実を図り、被害者の状況に応じた支援を行います。	人権・市民相談課
犯罪被害者等への支援	56 新規	犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減を図るため、関係機関と連携し、適切な支援を行います。	協働推進課

基本目標Ⅳ あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

※富士見市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（富士見市女性活躍推進計画）

【主要課題 1】 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性の労働力人口（全国）は 40%を超え、様々な分野で女性も社会的活動を担っていますが、政策・方針決定の場への女性の参画は十分に進んでいるとは言えません。平成 30（2018）年に女性の参画を促進する「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しましたが、例えば、国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は 15.7%（令和 6（2024）年 10 月選挙）で、世界でも最低水準となっています。

政治・職場・地域社会などのあらゆる分野において、男女がともに責任を担い、多様な意見を政策等に反映させるためには、政策・方針決定過程に女性の参画を拡大するための取り組みを進めていくことが重要です。

施策の方向（1）審議会等への女性の参画拡大

本市の審議会等、市政に関わる機関の女性委員の割合は 33.1%（令和 6（2024）年度）で、市の目標値の 40%に届いていません。

本市の管理職（副課長職以上）における女性の割合についても、目標値が 25%であるのに対し、20.5%（令和 6（2024）年度）となっています。女性を積極的に登用することで、力を発揮する場を確保し、多様な意見により、調和のとれた政策・方針等の立案及び決定がされるように取り組みを進めます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
女性の参画を促進する基盤づくり	57	各種審議会など、市政に関わる女性があらゆる政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう、啓発を行います。	人権・市民相談課
市政における男女共同参画の推進	58 指標	各種審議会など、市政に関わる機関の女性委員の割合 40%を目指し、また、男女比率が、一方の性が 60%を超えない範囲を目標にします。	協働推進課 関係各課
	59 指標	女性職員の管理職への昇任意欲の向上と、より多くの女性職員を管理職にするための環境整備を進めます。	職員課
市内事業所における女性登用	60	男女労働者間に生じる格差解消のため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）（※16）に関する啓発及び情報提供に努めます。	人権・市民相談課 産業経済課

※16 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野で、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものです。例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進などです。平成30（2018）年5月施行の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律となっています。

施策の方向（2）女性の参画促進に向けた人材の育成

あらゆる分野への女性の参画を促進するため、セミナーや研修等の学習機会の確保や情報提供などを行い、女性の人材育成を図ります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
人材育成のための学習機会の提供	61	女性の活躍をテーマとしたセミナー・研修等の開催や、情報提供を行います。	人権・市民相談課
女性の活躍の場の提供	62 指標	「富士見市市民人材バンク」の有効活用等、市内で活躍する女性の経験を生かせる機会の提供や、活動の場などの情報提供を行います。	人権・市民相談課 交流センター 生涯学習課 公民館
情報収集の場の提供	63	市内公共施設の空スペース等に男女共同参画コーナーを設け、常時情報の提供を行います。	人権・市民相談課

【主要課題2】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

女性の社会参画が進む中、夫婦のいる世帯の7割が共働き世帯となっています。若い世代を中心に、男女ともに家事や育児と仕事の両立を希望する人が増えていますが、依然として有償労働（仕事）時間が男性、無償労働（家事関連）時間が女性に大きく偏っている状況があります。さらに、共働き世帯であっても、女性が仕事をしながら家事や育児を一人で担う状況や、晩婚化・晩産化により、子育てと親の介護を同時に行う「ダブルケア」の問題も浮き彫りになってきています。この背景には、家事・育児・介護は女性が行うものという固定的な性別役割分担意識や、長時間勤務が当然で、有給休暇や育児・介護休業等が取れなくても仕方がないとされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行があります。

働く場における女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものであり、少子高齢化による労働力人口の減少等の諸問題の解決及び持続可能な社会に向けて、あらゆる分野における女性の活躍をなお一層推進していく必要があります。

令和6（2024）年度に実施した富士見市アンケートモニター調査において、「男女がともにあらゆる分野に積極的に参画し、活躍できるためには、社会全体がどのようなことに取り組む必要があると思うか」を聞いたところ、「仕事と生活が両立できるよう、保育・介護にかかる施設・サービスを充実させる」との回答が76.9%、「労働時間の短縮、在宅勤務やフレックスタイムの普及など、多様で柔軟な働き方ができるようにする」が72.9%、次いで「男女ともに仕事や家事・育児・介護を担う意識の啓発を行う」が72.6%でした。

また、介護は夫婦世帯だけでなく単身者や親と同居する独身者、ひとり親世帯にも当てはまる問題ですが、令和6（2024）年度版高齢社会白書によると、介護を理由に離職するのは75.3%が女性となっています。

すべての人に大切なワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（※17）は、それぞれのライフステージによってそのバランスも変わっていきます。生涯を通じ、人々の生活基盤を形成する職業生活と家庭生活（育児・介護・趣味・地域活動等）を両立できるよう、支援の充実を図ることが必要です。

※17 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても各ライフステージに応じて多様な生き方を選択、実現できることをいいます。

施策の方向（１）男女がともに働きやすい環境づくり

働き方の見直しなどにより、すべての人が自ら理想とするバランスで仕事と生活の両立ができ、また、働きながら出産や子育て、介護ができるよう、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発及び育児・介護休業の制度の周知等、多様な働き方への支援を進めます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
ワーク・ライフ・バランスへの理解促進及び意識啓発	64	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への理解を深めるとともに、男女が家事や子育て・介護等を共に担う意識を啓発します。特に男性及び事業主への情報提供を充実させます。また、男性向け子育てリーフレットを母子手帳交付時に配布します。	人権・市民相談課 子ども未来応援センター 産業経済課
妊産婦の健康管理の支援	65	安心して出産・子育てができるよう、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査受診券の発行のほか、母性健康管理指導事項連絡カードの利用等を進めます。	子ども未来応援センター
雇用の場における男女共同参画の促進	66	育児・介護休業取得率が向上するよう、市民や事業主等に対して育児・介護休業法に関する啓発をし、制度活用の促進に努めます。	人権・市民相談課 産業経済課
	67	有給休暇取得率が向上するよう、市民や事業主等に対して啓発し、制度活用の促進に努めます。	人権・市民相談課 産業経済課
	68	男女の均等な雇用の機会、待遇の確保など、改正男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、女性活躍推進法等の理解促進を図ります。	産業経済課
	69	主要な業務を男性だけ、補助的業務を女性だけに限定するなどの固定的な性別役割分担意識の是正と就労環境等の整備や改善について、事業主等へ働きかけます。	産業経済課
	70	仕事と子育て・介護の両立や、子育て支援に積極的に取り組む企業を紹介します。	人権・市民相談課 産業経済課
多様な働き方の支援	71	埼玉県女性キャリアセンターが行っている各種セミナー、相談事業の活用によるスキルアップやキャリアアップのほか、在宅勤務や起業等の多様な働き方の情報を提供します。	産業経済課
	72	多様な働き方を支援するため、内職相談事業を実施します。また、近隣自治体と連携し、内職事業者情報等の情報収集及び提供を行います。	産業経済課

多様な働き方の支援	73	農業を営む家族が、男女共同参画の意識をもって働けるよう、就労条件などについて、家族の話合いを基本とする家族経営協定（※18）の締結を促進し、農業等に従事する女性の地位向上を図ります。	農業振興課
事業者としての市の取り組み	74	男女共同参画に関する全職員の意識向上を目指し、新たな課題や時代に即した研修の機会を提供します。	人権・市民相談課
	75	全職員のワーク・ライフ・バランス意識の向上を図るため、時間外勤務を縮減するための仕事の見直しや、育児・介護を担う職員への理解促進など、意識啓発と就業環境の整備を進めます。	職員課
	76 指標	市内企業のモデルとして、「富士見市特定事業主行動計画」に基づき、意識啓発、環境整備を行い、介護休暇及び育児休業等取得率の向上に努めます。特に、男性職員の育児休業等の取得を促進するため、情報提供や管理職等の意識向上に努めるとともに、仕事の分担の見直し等を適宜行います。	職員課
	77	育児休業中の職員が所属する部署に対して、必要に応じて職員の配置を検討します。	職員課
	78	男女がともに自己のキャリア形成に関して早期の段階から意識を高く持てるよう、研修等の実施や、幅広く職務経験を積むことのできる人事配置を実施し、職員の資質向上に努めます。	職員課
	79	性別にとらわれることのない職員配置や業務分担に配慮します。	職員課
	80	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の取り組みを推進し、女性の登用を進めます。	職員課

※18 家族経営協定

社会的・経済的に評価されにくい農業に従事する女性の労働を家族の話し合いによって、形態や条件、報酬等、一定のルールを作ってその内容を文章化するものです。

施策の方向（２）仕事と子育て・介護の両立支援

少子高齢化の進行、家族形態の多様化や地域コミュニティの希薄化、共働き世帯の増加によって変化してきた子育て環境に対応するため、地域で支える子育て支援を進めます。また、高齢者、障がい者（児）等の介護や看護を必要とする人やその家族について、男女ともに仕事と生活を両立できるよう、支援の充実を図ります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
保育（療育）施設の整備・充実	81 指標	保育施設の整備などにより、待機児童解消を目指します。	保育課
	82	既存の療育施設（児童発達支援センター）について、整備と内容の充実に努めます。	みずほ学園
子育て支援事業の充実	83	放課後児童クラブの施設整備などにより、待機児童ゼロを継続します。	保育課
	84 指標	ファミリー・サポート・センター（※19）事業の充実に努めます。	子ども未来応援センター
	85	児童の健全な遊び場・居場所となるよう、児童館事業を推進します。	保育課
	86	子育て支援センターの整備などにより、子育てに関する情報提供や相談体制の充実に努めます。	保育課 子ども未来応援センター
	87	子どもの教育上の悩みを持つ保護者に対して電話や対面での相談を行います。長期間欠席児童生徒についても、相談活動や教育支援センター「あすなろ」での受け入れ等を通し、支援します。	教育相談室
	88	限局性学習症(LD)／注意欠如・多動性症(ADHD)／自閉スペクトラム症／知的発達症等、市内小・中・特別支援学校に在籍する特別な配慮を要する児童生徒を支援するため、専門家を配置し、特別支援教育相談の充実に努めます。	教育相談室
	89	保護者の教育費に関する負担の軽減を行うため、要保護・準要保護の児童生徒への援助費や就学児支度金新入学用品費の支給を行います。	学校教育課

※19 ファミリー・サポート・センター

子どもの預かりや保育所・放課後児童クラブの送迎等に支援を必要としている人（依頼会員）と支援をしたい人（提供会員）をマッチングすることによって、地域で子育てを助け合う組織です。

子育て支援事業の充実	90	保護者の負担の軽減を図るため、諸手当、医療費等の助成事業を推進します。	子育て支援課
	91	障がいのある児童を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、諸手当や医療費等の助成を行います。	障がい福祉課
地域の子育て環境の整備	92	民間の子育て支援センターなど、関係機関等と連携し、地域における子育て支援の充実に努めます。	保育課 子ども未来応援センター
	93	母子保健推進員による乳児家庭の全戸訪問を推進するため、推進員育成と充実に努めます。	子ども未来応援センター
	94	地域と連携し、公共施設等を利用した「地域子ども教室」や「子ども食堂」などの子どもの居場所づくり事業を進めます。	子ども未来応援センター 生涯学習課
	95	妊産婦や子ども、高齢者等の交通弱者の安全、安心に配慮した道路整備・住環境整備を計画的に進めます。	都市計画課 道路治水課
	96	関係機関と連携し、公共施設等における福祉環境の整備に努めます。	営繕課 各施設担当課
介護家庭及び子育て家庭を支える福祉の充実	97	介護保険サービスや高齢者福祉サービスを適切に利用し、介護のために離職をしなくても済むよう、相談・支援の充実に努めます。	高齢者福祉課
	98	高齢者や障がい者、子育て家庭など、ケアを必要とする家庭に向け、福祉等に関する相談体制を充実させ、家族が安心して働ける環境づくりに努めます。	保育課 福祉政策課 高齢者福祉課 障がい福祉課
	99	ひとり親家庭への就労支援等の自立支援や、生活に関する支援の充実に努めます。	子育て支援課
	100 新規	家事や家族のケアを行っているヤングケアラー（※20）が、家族のために様々なケアを担う中で、勉強や友人関係、就職などに支障が生じてしまわないように、相談・支援を行います。	子育て支援課 子ども未来応援センター 福祉政策課 高齢者福祉課 障がい福祉課 学校教育課 教育相談室

※20 ヤングケアラー

本来、大人が担うと思われる家事や家族の看護、介助を日常的に行なっている子ども（概ね18歳未満）のことです。ケアの負担が大きい場合、勉強や友人関係、就職などに支障が生じることがあります。

基本目標Ⅴ 地域における男女共同参画のまちづくり

【主要課題1】市民との協働による男女共同参画の推進

男女共同参画に関する施策は多岐にわたり、総合的、効果的な推進を図るためには、市・市民・事業者・教育に携わるあらゆる人が、それぞれの立場において、積極的に取り組む必要があります。

地域を支える多様な活動（町会、PTA、子ども会、ボランティア、環境・リサイクル活動等）については、男女ともに参画が進んできていますが、意思決定などの指導的な立場には男性が多いという現状があります。

地域力を高めるためには、地域で暮らす人々の多様な視点を盛り込むことが重要なため、地域活動及び防災に関する政策・方針決定の場に女性の参画を増やしていくなど、男女がともに積極的に参画できる環境づくりが必要です。

また、災害発生時における避難所の運営においては、女性用品の備蓄の確保や、配布への配慮及びプライバシーの保護（授乳や着替え等）に努めるなど、多様なニーズに配慮した防災・災害復興体制の整備を推進する必要があります。

施策の方向（1）男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

若者から高齢者まで幅広い世代や多様な地域住民が、男女共同参画の視点を持って、それぞれの立場やライフスタイルに応じて、様々な形で地域の活動に参画できる機会や環境づくりを進めます。また、豊かな経験や知識、ボランティア活動への意欲等を積極的に地域の課題解決に活かせるよう、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
男性の地域活動の参画促進	101	男性が地域の人とのつながりを大切にしながら暮らしていけるよう、情報提供を行い、地域活動への参画を促進します。	交流センター 生涯学習課 公民館
地域の人材の登録と活用	102	ボランティアへの意欲、経験や知識を活かして地域との関わりが持てるよう、「富士見市市民人材バンク」や「富士見市ボランティアセンター」等への登録を促進します。	福祉政策課 生涯学習課

NPO 団体・ボランティア団体等の交流の場づくり	103	NPO 団体・ボランティア団体等の交流の場づくりなど、多様な地域活動を推進します。	協働推進課
環境問題への男女共同参画の推進	104	地域の環境に関する課題に対し、男女共同参画を推進・支援します。	環境課
防犯活動への男女共同参画の推進	105	市民一人ひとりが、地域の安全を守るという共通認識を持ち、誰もが安心・安全な生活を送ることができるよう、地域で取り組む防犯活動への支援を行います。	協働推進課

施策の方向（２）男女共同参画の視点に立った防災体制の充実

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点に立った防災計画の推進及び避難所運営に取り組みます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
防災訓練や自主防災組織への男女共同参画の推進	106	地域で組織している自主防災会などにおいて、多様な市民の参画による共助活動を推進・支援します。また、防災リーダー養成講座において、男女共同参画の視点を取り入れた講義を行います。	危機管理課
防災体制の充実	107	災害対策本部や避難所運営組織に女性を配置し、多様な視点が防災活動に盛り込まれるよう、推進体制の整備に努めます。	危機管理課
	108	男女のニーズの違いや、高齢者、乳幼児、子ども、障がい者（児）、性的マイノリティ、日本語がわからない人など、あらゆる市民に十分配慮した避難所の運営及び備蓄品等の充実に努めます。	危機管理課

評価指標一覧

関連No.	基本的施策の内容	指 標	プラン策定時	現状値	目標値	新目標値	担当課
			令和元年度	令和6年度	令和7年度	令和12年度	
2	男女共同参画推進のための意識啓発	講演会・セミナー等参加者数	258名	265名	250名以上	260名以上	人権・市民相談課
5	男女共同参画の視点に立った表現の浸透	メディア・リテラシーに関する啓発回数	1回	0回	1回以上	1回以上	
7	男女共同参画の意識に関する調査・研究	市民意識調査等における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する満足度	40.7%	48.2%	増加	増加	
		市民意識調査等における「男女共同参画の社会づくり」への取り組みに対する重要度	70.7%	91.0% (アンケートモニター調査)	増加	増加	
		市民意識調査等における「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない市民の割合	53.3%	67.1% (アンケートモニター調査)	-	70%	
		「富士見市男女共同参画推進条例」を知っている市民の割合	7.6%	13.4% (アンケートモニター調査)	15.2%	15.2%	
		「富士見市男女共同参画プラン」を知っている市民の割合	4.2%	11.6% (アンケートモニター調査)	8.4%	12.6%	
41	困難な問題を抱える女性の相談窓口の周知	困難な問題を抱える女性に関する啓発回数	-	-	-	1回以上	人権・市民相談課
50	配偶者・パートナー等からの暴力防止のための意識啓発と環境整備		1回	1回	1回以上	1回以上	人権・市民相談課
			1回	1回		1回以上	生涯学習課
			1回	1回		1回以上	学校教育課
58 59	市政における男女共同参画の推進	各種審議会等における女性の委員の割合	31.8%	33.1%	40%	40%	協働推進課
		女性の委員が含まれる審議会の割合	95.6%	90.2%	100%	100%	協働推進課
		市役所の管理職（副課長級以上）の女性職員の割合	19.5%	20.5%	25%	25%	職員課
62	女性の活躍の場の提供	人材バンクにおける女性の登録者の割合	51.7%	53.0%	50%維持	50%維持	生涯学習課
76	事業者としての市の取り組み	市役所の男性職員の育児休業取得率	40.0%	95.0%	30%以上	85%	職員課
81	保育施設の整備・充実	通常保育事業実施施設数（目標事業量）	32か所	34か所	33か所	36か所	保育課
84	子育て支援事業の充実	ファミリー・サポート・センターの提供会員・両方会員の合計数	226人	196人	238人	238人	子ども未来支援センター

第4章 資料編

(1) 策定の経過

男女共同参画社会確立協議会

	日程	検討・協議内容
第1回	令和7年4月23日	・男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）の策定について
第2回	令和7年7月28日	・男女共同参画プラン（第4次）前半の評価及び課題について ・男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）の骨子案について
第3回	令和7年8月29日	・男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）（案）について
第4回	令和7年10月22日	・男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）（案）について
第5回	令和8年2月9日	・男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）（案）のパブリックコメントの対応（案）について ・男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）（案）について ・男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）（案）の答申案について

男女共同参画推進庁内委員会

	日程	検討・協議内容
第1回	令和7年4月18日	・男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）の策定について
第2回	令和7年7月22日	・男女共同参画プラン（第4次）前半の評価及び課題について ・男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）の骨子案について
第3回	令和7年8月22日	・男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）（案）について
第4回	令和7年10月14日	・男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）（案）について
第5回	令和8年2月5日	・男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）（案）のパブリックコメントの対応（案）について ・富士見市男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）（案）について

パブリックコメント

令和7年12月1日から令和8年1月5日まで 28件の意見提出

(2) 富士見市男女共同参画社会確立協議会条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、富士見市男女共同参画推進条例(平成 20 年条例第 17 号)第 13 条第 2 項の規定に基づき、富士見市男女共同参画社会確立協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の求めに応じ、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び検討を行い、市長に意見を述べる。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 男女共同参画に関係する団体が推薦する者
- (3) 人権擁護委員
- (4) 市内の小学校又は中学校の校長
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 協議会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、協働推進部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富士見市男女共同参画推進条例の一部改正)

2 富士見市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (令和 2 年 12 月 22 日条例第 42 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(3) 富士見市男女共同参画社会確立協議会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	団体等
会長	わらがい こういち 藁谷 浩一	富士見市男女共同参画推進会議
副会長	ながせ みえこ 長瀬 三枝子	人権擁護委員
委員	いしわた ひろし 石綿 寛	NPO 法人 OASIS FUJIMI
委員	たかはし さかえ 高橋 さかえ	公募
委員	たなか いくよ 田中 郁代	民生委員・児童委員
委員	たむら くにこ 田村 久仁子	水谷婦人会
委員	でたに よしあき 出谷 吉章	富士見市商工会
委員	なかむら みちこ 中村 みち子	ふじみ男女共同参画をすすめる会
委員	のむら さちお 野村 佐智夫	学校長（鶴瀬小学校）
委員	はねいし たかひろ 羽石 貴裕	市民人材バンク推進員の会
委員	わき みえ 和氣 美枝	公募
委員	にいやま つかさ 新山 司	行政機関の職員（協働推進部長）

(任期：令和6年10月1日～令和8年9月30日)

埼玉県男女共同参画推進センター 黒須 さち子 男女共同参画専門員

(富士見市男女共同参画社会確立協議会条例第7条に基づき、出席を依頼)

(4) 富士見市男女共同参画推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会確立のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、富士見市男女共同参画推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 富士見市行動計画（富士見市男女共同参画プラン、次号において単に「プラン」という。）の策定及び見直しに関すること。
- (2) プランに基づく施策の推進、進行管理及び調整に関すること。
- (3) プランに基づく施策の評価及び報告に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は人権・市民相談課長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、人権・市民相談課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

委員長	人権・市民相談課長
委員	危機管理課長 職員課長 政策企画課長 シティプロモーション課長 協働推進課長 市民課長 子育て支援課長 保育課長 子ども未来応援センター所長 福祉政策課長 高齢者福祉課長 障がい福祉課長 健康増進センター所長 産業経済課長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 鶴瀬公民館長

(5) 諮問

富男女協議第 2 号
令和7年4月23日

富士見市男女共同参画社会確立協議会
会長 藁谷 浩一 様

富士見市長 星 野 光 弘

富士見市男女共同参画プラン（第4次）中間見直し版について（諮問）

富士見市男女共同参画社会確立協議会条例第2条の規定により、富士見市男女共同参画プラン（第4次）中間見直し版について、貴協議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
富士見市男女共同参画プラン（第4次）中間見直し版についての調査及び検討
- 2 答申希望時期
令和8年2月

(6) 答申

令和8年2月27日

富士見市長 星 野 光 弘 様

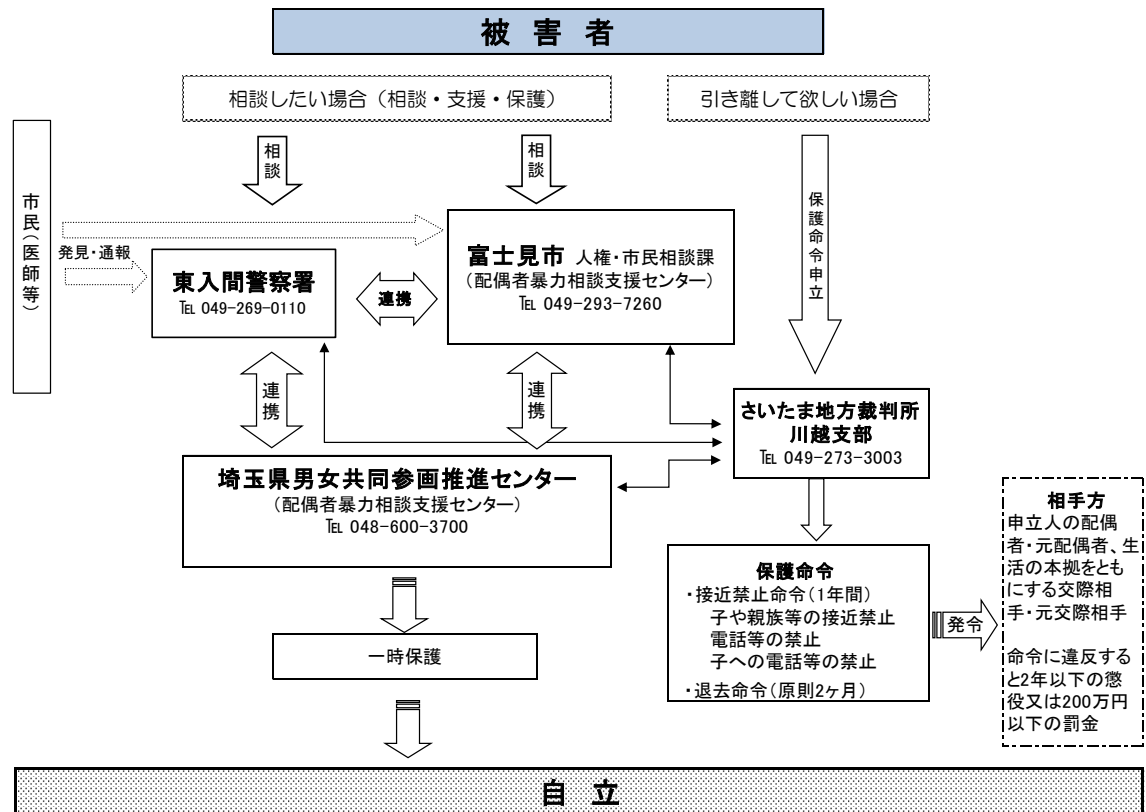
富士見市男女共同参画社会確立協議会
会長 藁谷 浩一

富士見市男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）について（答申）

令和7年4月23日付け富男女協議第2号で諮問のありました富士見市男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）について、本協議会で慎重に審議した結果、別添のとおりとしましたので答申します。

本プランが掲げる「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性と能力を發揮できる富士見市へ」の実現に向け、今後も市民とともに取り組まれるよう要望します。

(7) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関するフローチャート



富士見市担当課	
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援、保護命令等についての情報提供、助言 ・相談又は相談機関の紹介 ・安全確保に対する支援 ・関係機関との連絡調整 	人権・市民相談課 (配偶者暴力相談支援センター)
<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳事務等における支援措置の実施 ・被害者の安全確保のための個人情報の保持 	市民課 総務課 関係部署
・国民健康保険等の加入支援	保険年金課
・生活保護の対応等の自立支援	福祉政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待等、子どもの安全確保に対する支援 ・乳幼児健診に関する支援 ・母子の安全確保のための支援 	子ども未来 応援センター
・障がい者支援	障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援のための手当の支給 ・保育所、放課後児童クラブ入所に関する支援 	子育て支援課 保育課
・高齢者虐待等、高齢者の安全確保に対する支援	高齢者福祉課
・児童生徒の就学に関する支援	学校教育課
・健(検)診、予防接種等における相談	健康増進センター
・県営住宅一時使用制度における住宅確保に関わる支援	建築指導課

埼玉県男女共同参画推進センター (配偶者暴力相談支援センター) <ul style="list-style-type: none"> ・相談又は相談機関の紹介 ・緊急時における安全の確保 ・一時保護 ・カウンセリング ・自立支援、保護命令等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助

学校・保育所等 <ul style="list-style-type: none"> ・保育、就学の安全対策 ・学習支援

東入間警察署 <ul style="list-style-type: none"> ・暴力の抑止 ・被害者の保護 ・被害発生防止のために必要な措置や援助
--

児童相談所 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全対策
--

市民(医師等) <ul style="list-style-type: none"> ・発見した者による通報の努力義務 ・医師等は通報できる

裁判所 <ul style="list-style-type: none"> ・保護命令 ・離婚調停等
--

民間支援団体 <ul style="list-style-type: none"> ・相談、一時保護
--

ハローワーク <ul style="list-style-type: none"> ・就業支援

(8) 関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：令和七年六月二十七日法律第八十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取
組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に
進められてきたが、なお一層の努力が必要とされてい
る。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合
い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発
揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要
な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位
置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画
社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくこ
とが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、
地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関
する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法
律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、
社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会
を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社
会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公
共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女
共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる
事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を
総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の
意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分
野における活動に参画する機会が確保され、もって男
女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を
享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会
を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女
のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する
ことをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人とし
ての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別
的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発
揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊
重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会
における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分
担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対
して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参
画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること
にかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会
における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り
中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の
対等な構成員として、国若しくは地方公共団体におけ
る政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に
共同して参画する機会が確保されることを旨として、
行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する
男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、
家族の介護その他の家庭生活における活動について家
族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活

動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する

活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第二十一条～第二十八条、附則【略】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和七年十二月十日法律第八十四号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の
救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配
偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、
経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を
加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の
妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害
者を保護するための施策を講ずることが必要である。
このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めて
いる国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者から
の暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律
を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な
攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。
以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼ
す言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体
に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの
身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、
又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配
偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力
等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの
暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は

警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、

その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の

知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。)の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の

効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下

「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前

項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条 第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第十二条 第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面

第三百三十三条の三第一項	又は電磁的記録 その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録され	事項

	た事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、

同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第	配偶者	特定関係者

女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)
最終改正：令和七年六月十一日法律第六十三号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一

二号及び第三項 第二号、第十二 条第一項第一号 から第四号まで 並びに第二項第 一号及び第二号 並びに第十八条 第一項		
第十条第一項、 第十条の二並び に第十二条第一 項第一号及び第 二項第一号	離婚をし、又は その婚姻が取り 消された場合	第二十八条の二 に規定する関係 を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 【略】

員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、

厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定め

る基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し

必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる情報

二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用する職員の男女の給与の額の差異

二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活にお

ける活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 【略】

困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律

(令和四年五月二十五日法律第五十二号)

最終改正：令和四年六月十七日法律第六十八号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。
(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時ににおける安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の 涵 かん

養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け取ることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から

第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のう

富士見市男女共同参画推進条例

平成20年6月13日

条例第17号

個人の尊重と法の下での平等がうたわれた日本国憲法の下、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や男女共同参画社会基本法の制定など、国際社会の取組と連動しながら進められている。

富士見市においても、人間尊重宣言都市として、人権を尊重した市政運営に努め、市民との協働により着実に男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行は根強く残っており、社会の様々な分野で男女間の格差を生じさせるなど、依然として大きな課題を抱えている。また、急速な社会経済情勢の変化への対応が求められており、より一層、男女が平等に参画できる社会づくりの推進が必要とされている。

ここに、男女共同参画社会の実現に関して積極的に取り組むことにより、思いやりと活力に満ちた地域社会を形成し、魅力ある富士見市を築いていくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に向けての基本理念を定めるとともに、これに基づく市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女の個性及び尊厳が守られる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

ち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附則 【略】

(2) 市民 市内に在住する者及び市内に在勤又は在学する者をいう。

(3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 意に反した性的な言動により相手を不快にさせ、生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者(過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。)が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進に当たっては、次に定める事項を基本理念とする。

(1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、かつ、公正に評価されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、男女が社会における活動の選択を自由に行えること。

(3) 女性の社会参画を推進するために、女性自らの意識及び能力を高め、主体的に行動できる機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域活動その他の社会生活における活動に共同して参画し、責任を分かち合えること。

(5) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたり健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項については、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること。

(6) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力を根絶すること。

(7) 国際社会における男女共同参画の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むこととする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が生じないよう職場環境の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づき、男女平等及び人権尊重に関する教育を推進するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害にあたる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間の暴力的行為、性の商品化等を助長し、若しくはこれを連想させる表現又は過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切に判断することができるように努めなければならない。

(行動計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

2 行動計画は、男女共同参画の推進に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定める。

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置をとる。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

5 前2項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。

(推進施策)

第11条 市は、男女共同参画を推進するため、次の取組を行う。

(1) 市民、事業者等の男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供等に努める。

(2) 男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者等との連携を図り、協働するために必要な情報の提供その他の支援を行うよう努める。

(3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、関係機関との連携を図り、積極的格差の是正を図られるよう努める。

(4) 男女が共に家庭生活と社会生活における活動を両立することができるように、子育て、家族の介護等

のための環境整備を進めるとともに、子育て期の女性の就労に対する支援を行うよう努める。

(5) 性別による人権侵害の行為により被害を受けた者等からの相談を受け、被害者救済のための必要な支援を行うよう努める。

(6) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を妨げる要因について、調査研究を行う。

(7) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制の整備を行う。

(年次報告)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書の作成及び公表を行う。

(富士見市男女共同参画社会確立協議会)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市男女共同参画社会確立協議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市男女共同参画社会確立協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(平25条例22・追加)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平25条例22・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている「男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画」は、新たに

行動計画を策定するまでの間は、第10条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

附 則(平成25年6月27日条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

富士見市男女共同参画プラン
(第4次中間見直し版)
令和8(2026)年4月

発行 富士見市
編集 協働推進部 人権・市民相談課
〒354-8511
富士見市大字鶴馬 1800-1
電話 049-251-2711 (代表)